

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表10 各重大事故シナシスで使用使用するトランシーバーの台数

事故シナシスグループ	屋外
【炉心損傷防止】	
① 2次冷却系からの除熱機能喪失 (主給水喪失+補助給水失敗)	-
② 全交流動力電源喪失+RCPシールドLOCA +原子炉格納炉冷却機能喪失	19
③ 全交流動力電源喪失 +RCPシールドLOCA断絶	19
④ 格納炉の除熱機能喪失 +大LOCA+低圧再循環失敗+格納容器スプレイ失敗	-
⑤ 原子炉停止機能喪失 +主給水流量喪失+原子炉自動停止失敗	-
⑥ ECCS注水機能喪失 (中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合 (6インチ断絶)	-
⑦ ECCS注水機能喪失 (中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合 (4インチ断絶)	-
⑧ ECCS注水機能喪失 (中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合 (2インチ断絶)	-
⑨ ECCS高圧再循環機能喪失 +ECCS高圧再循環失敗+低圧再循環失敗	-
⑩ 格納容器バイパス +インターフェイスシステムLOCA	-
⑪ 格納容器バイパス +蒸気発生器伝熱管破損	-
【格納容器破損防止】	
⑫ 格納容器過圧破損 +大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗	29※1
⑬ 格納容器過温破損 +全交流電源喪失+補助給水失敗	29※1
格納容器過温加熱 +全交流電源喪失+補助給水失敗	29※1
⑭と同様 +炉心の蒸気発生器-冷却系相互作用 +大LOCA+ECCS注入失敗	29※1
⑮ 水素燃焼 +大LOCA+ECCS注入失敗	29※1
⑯と同様 +炉心の蒸気発生器-冷却系相互作用 +大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗	29※1
【SFPの燃料損傷防止】	
⑰ 想定事故1 + (使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障)	11
⑱ 想定事故2 + (使用済燃料ピット冷却系配管の破断)	11
【停止中原子炉の燃料損傷防止】	
⑲ 炉心熱除去機能喪失 + (ミッドループ運転中の余熱除去系統の機能喪失 及び全交流電源喪失)	19
⑳ 原子炉冷却材の流出 + (ミッドループ運転中の原子炉冷却材の流出)	-
㉑ 反応度の挿入	-
保有台数	33 (予備3台含む)

※1:緊急時対策所 指揮所へ現場用として、33台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

女川原子力発電所2号炉

参考第3.1-3表 各事故シナシスグループ等で使用使用する無線連絡設備等の台数

事故シナシスグループ等	屋内 (緊急時対策所及び中央制御室)		屋外
	無線連絡設備等 (固定型)	無線連絡設備 (携帯型)	
【炉心損傷防止】			
高圧・低圧注水機能喪失	4	17	
高圧注水・減圧機能喪失	4	—	
全交流動力電源喪失 (長期T B)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B U)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B D)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B P)	4	19	
炉心熱除去機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	4	18	
炉心熱除去機能喪失 (格納炉冷却系が故障した場合)	4	17	
原子炉停止機能喪失	4	17	
LOCA 時注水機能喪失 (中級断)	4	18	
格納容器バイパス (シフト/スリッパLOCA)	4	17	
【格納容器破損防止】			
蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替蒸気冷却系を使用する場合)	4	18	
蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替蒸気冷却系を使用できない場合)	4	18	
高圧溶融物放出/格納容器蒸気加熱	4	18	
原子炉圧力容器内の溶融燃料-冷却材相互作用	4	18	
水素燃焼	4	18	
炉心熱除去機能喪失	4	18	
【使用済燃料プールの燃料損傷防止】			
想定事故1 (SFP 補給水機能喪失)	4	17	
想定事故2 (SFP 補給水機能喪失+サイフォン現象による小規模漏えい)	4	17	
【運転停止中原子炉内の燃料損傷防止】			
炉心熱除去機能喪失	4	—	
全交流動力電源喪失	4	18	
原子炉冷却材の流出	4	—	
反応度の挿入	4	—	

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。
 ・無線連絡設備のほか、衛星電話設備も使用可能であり、衛星電話設備も使用する。

泊発電所3号炉

参考第3-4表 各事故シナシスグループ等で使用使用する無線連絡設備 (固定型)、無線連絡設備 (携帯型) の台数

事故シナシスグループ	屋内 (緊急時対策所)		屋外
	無線連絡設備 (固定型)	無線連絡設備 (携帯型)	
【炉心損傷防止】			
① 2次冷却系からの除熱機能喪失 (主給水喪失+補助給水失敗)	—	—	
② 全交流動力電源喪失+RCPシールドLOCA +原子炉格納炉冷却機能喪失	2	9	
③ 全交流動力電源喪失 +RCPシールドLOCA断絶	2	9	
④ 格納炉の除熱機能喪失 +大LOCA+低圧再循環失敗+格納容器スプレイ失敗	—	—	
⑤ 原子炉停止機能喪失 +主給水流量喪失+原子炉自動停止失敗	—	—	
⑥ ECCS注水機能喪失 (中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合 (6インチ断絶)	—	—	
⑦ ECCS注水機能喪失 (中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合 (4インチ断絶)	—	—	
⑧ ECCS注水機能喪失 (中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合 (2インチ断絶)	—	—	
⑨ ECCS高圧再循環機能喪失 +ECCS高圧再循環失敗+低圧再循環失敗	—	—	
⑩ 格納容器バイパス +インターフェイスシステムLOCA	—	—	
⑪ 格納容器バイパス +蒸気発生器伝熱管破損	—	—	
【格納容器破損防止】			
⑫ 格納容器過圧破損 +大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗	2	9	
⑬ 格納容器過温破損 +全交流電源喪失+補助給水失敗	2	9	
⑭ 格納容器過温加熱 +全交流電源喪失+補助給水失敗	2	9	
⑮と同様 +炉心の蒸気発生器-冷却系相互作用 +大LOCA+ECCS注入失敗	2	9	
⑯ 水素燃焼 +大LOCA+ECCS注入失敗	—	—	
⑰と同様 +炉心の蒸気発生器-冷却系相互作用 +大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗	2	9	
【SFPの燃料損傷防止】			
⑱ 想定事故1 + (使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障)	2	5	
⑲ 想定事故2 + (使用済燃料ピット冷却系配管の破断)	2	5	
【停止中原子炉の燃料損傷防止】			
⑳ 炉心熱除去機能喪失 + (ミッドループ運転中の余熱除去系統の機能喪失 及び全交流電源喪失)	—	—	
㉑ 原子炉冷却材の流出 + (ミッドループ運転中の原子炉冷却材の流出)	—	—	
㉒ 反応度の挿入	—	—	

※ 無線連絡設備 (携帯型) は、緊急時対策所待機所に備用として4台、中央制御室に備用として16台保管しており、重大事故時においても対応できる。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

相違理由

SAに係る内容 (当ページ)

【女川】記載方針の相違 (大阪審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉

【比較のため順番を変更して記載】

参考7. 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。
 加入電話システムの構成概要を図10に示す。

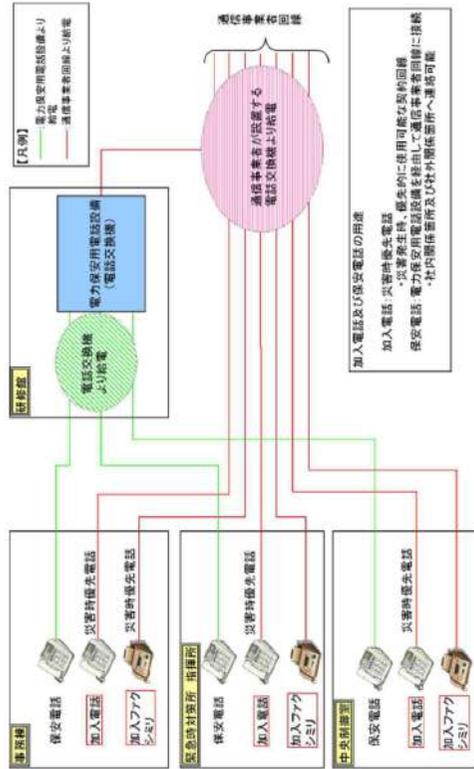
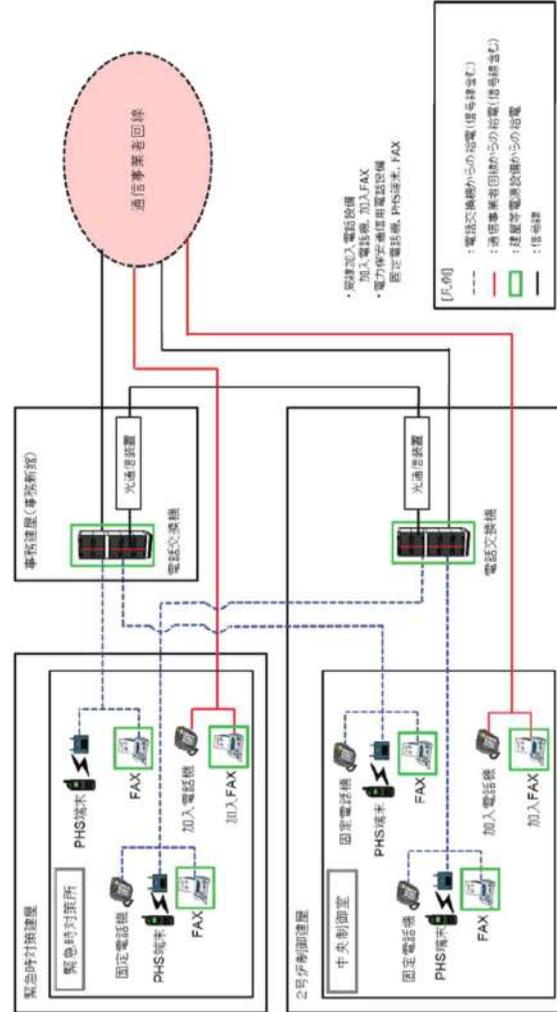


図10 加入電話システムの構成概要図

女川原子力発電所2号炉

参考4 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。
 加入電話システムの構成概要を参考第4.1-1図に示す。

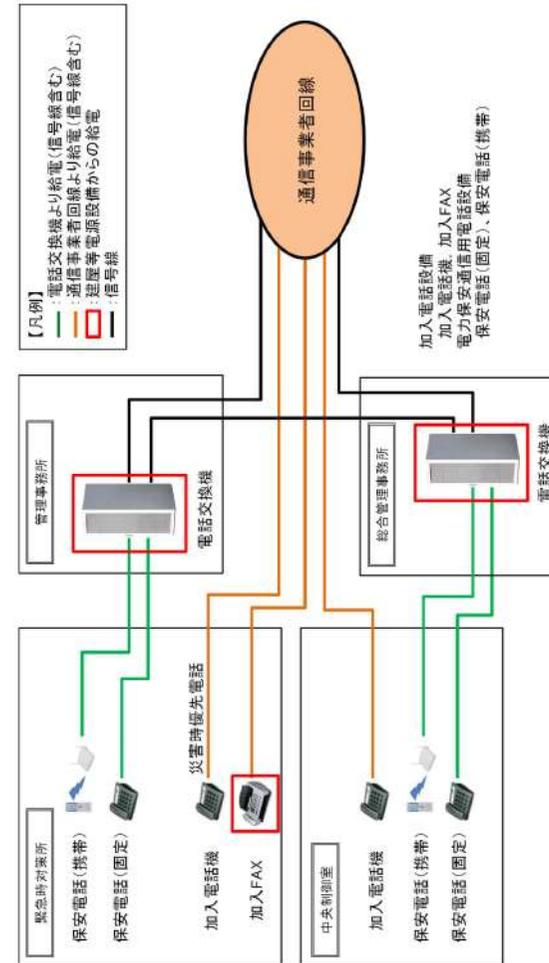


参考第4.1-1図 加入電話システムの構成概要図

泊発電所3号炉

参考4 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。
 加入電話システムの構成概要を参考第4-1図に示す。



参考第4-1図 加入電話システムの構成概要図

相違理由

【大阪】記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)
 ・大阪は参考7に記載

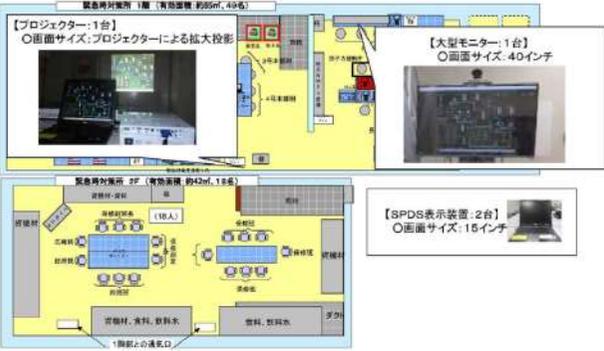
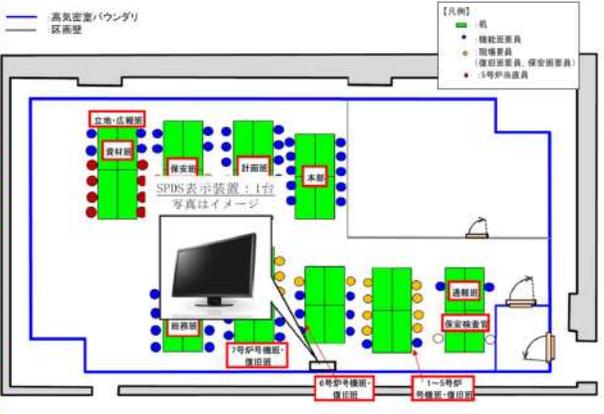
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考4 緊急時対策所のSPDS表示装置</p> <p>緊急時対策所 指揮所においては、SPDS表示装置から大型モニターに表示可能とし、さらにプロジェクターによる表示も可能としている。</p> <p>大型モニター等の設置位置を図6に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面に表示させることで、プラントの状態を共有すること可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考図4.1-1に示す。</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p> <p>緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第5.1-1図に示す。</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末</p> <p>緊急時対策所指揮所におけるSPDSパラメータの表示については、データ表示端末の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの大型モニタを配備し、データ表示端末の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第5-1図に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・名称の相違 女川：SPDS データ 泊：SPDS パラメータ 女川：表示モニタ 泊：大型モニタ</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>緊急時対策所 1階（有効面積：約85㎡、40名）</p> <p>【プロジェクター1台】 ○画面サイズ：プロジェクターによる拡大投影</p> <p>【大型モニター1台】 ○画面サイズ：40インチ</p> <p>緊急時対策所 2F（有効面積：約42㎡、18名）</p> <p>【SPDS表示装置2台】 ○画面サイズ：15インチ</p> <p>図6 緊急時対策所 指揮所における配置図</p>	 <p>SPDS表示装置：1台 (写真はイメージ)</p> <p>参考第5.1-1図 緊急時対策所におけるSPDSデータ表示の概要</p>	 <p>【データ表示端末1台(予備3台)】</p> <p>【大型モニター1台(予備2台)】</p> <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>参考第5-1図 緊急時対策所におけるSPDSパラメータ表示の概要</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違 ・設備の相違 泊は、プロジェクターを 備えていないものの、 データ表示端末を予備含 め4台・大型モニタを予 備含め3台配備しており 緊急時対策所内でのデー タ共有の視認性に相違は ない</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>高気密室(バンダ) 区画型</p> <p>【凡例】 ● 機 ● 運転班班員 ● 監視班班員 ● (保安班班員、保安班班員) ● 5号炉班班員</p> <p>SPDS表示装置：1台 写真はイメージ</p> <p>7号炉班班員 備付機</p> <p>6号炉班班員 備付機</p> <p>1-5号炉 監視班-備付機</p> <p>(注) レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく</p> <p>参考図4.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDSデータ表示の概要</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違2-3㉓のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

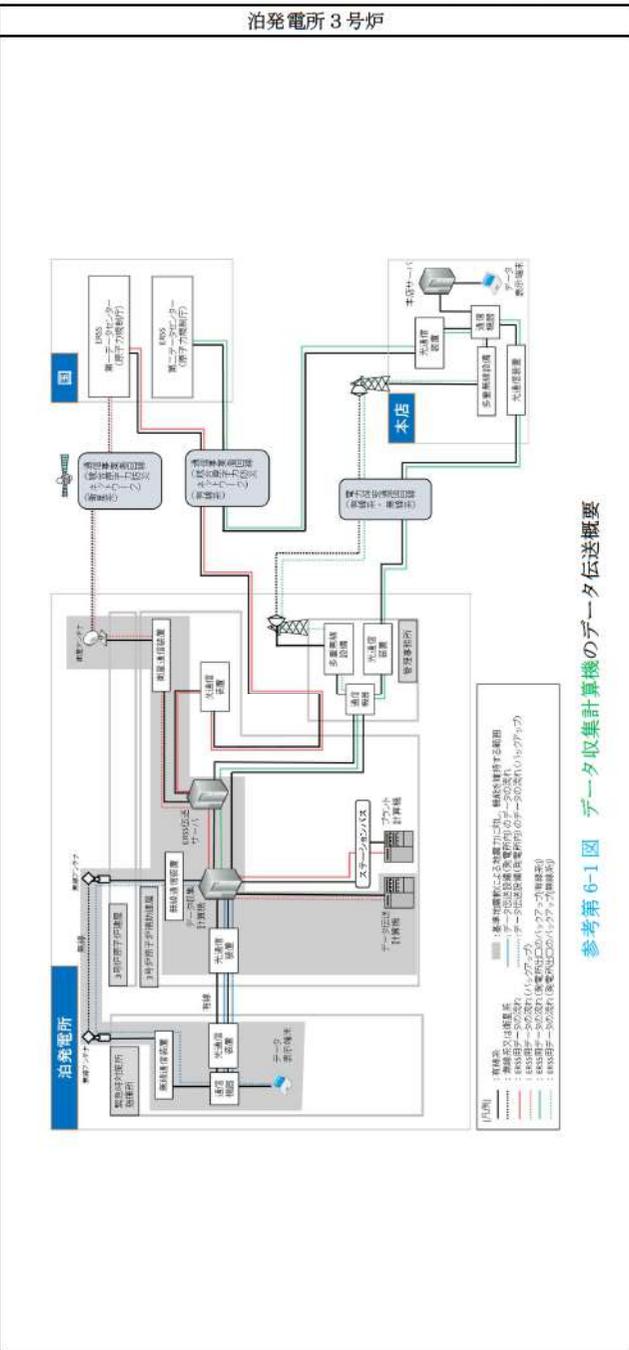
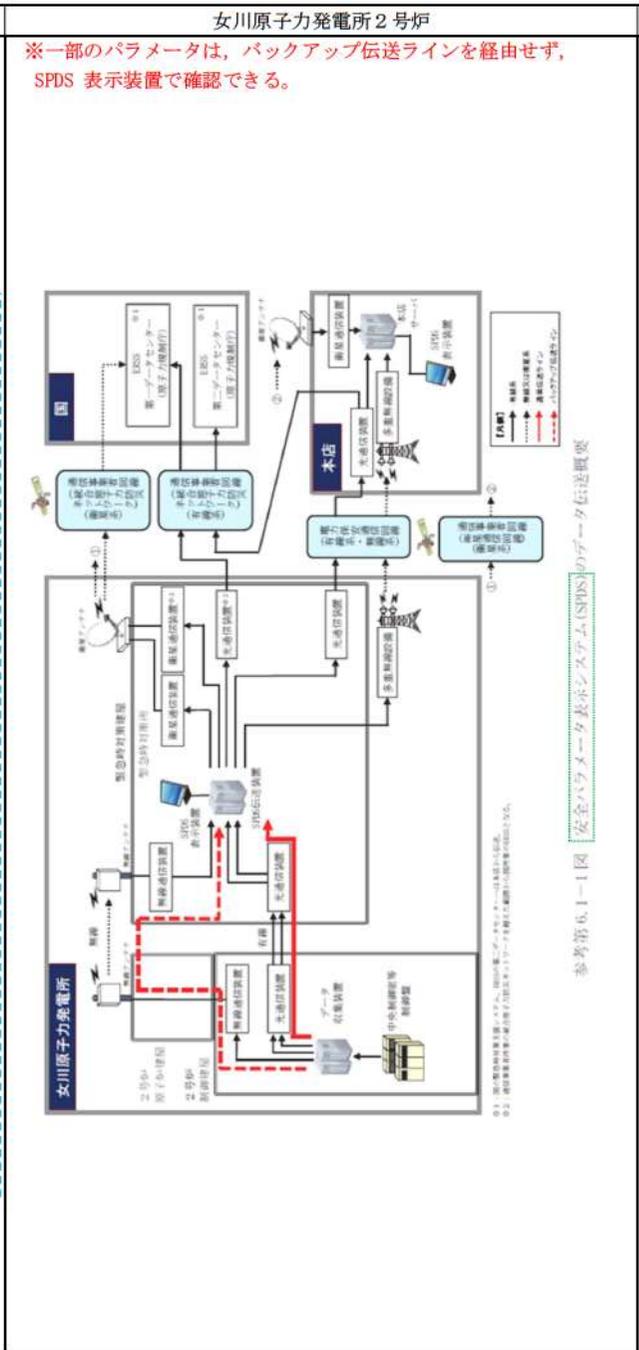
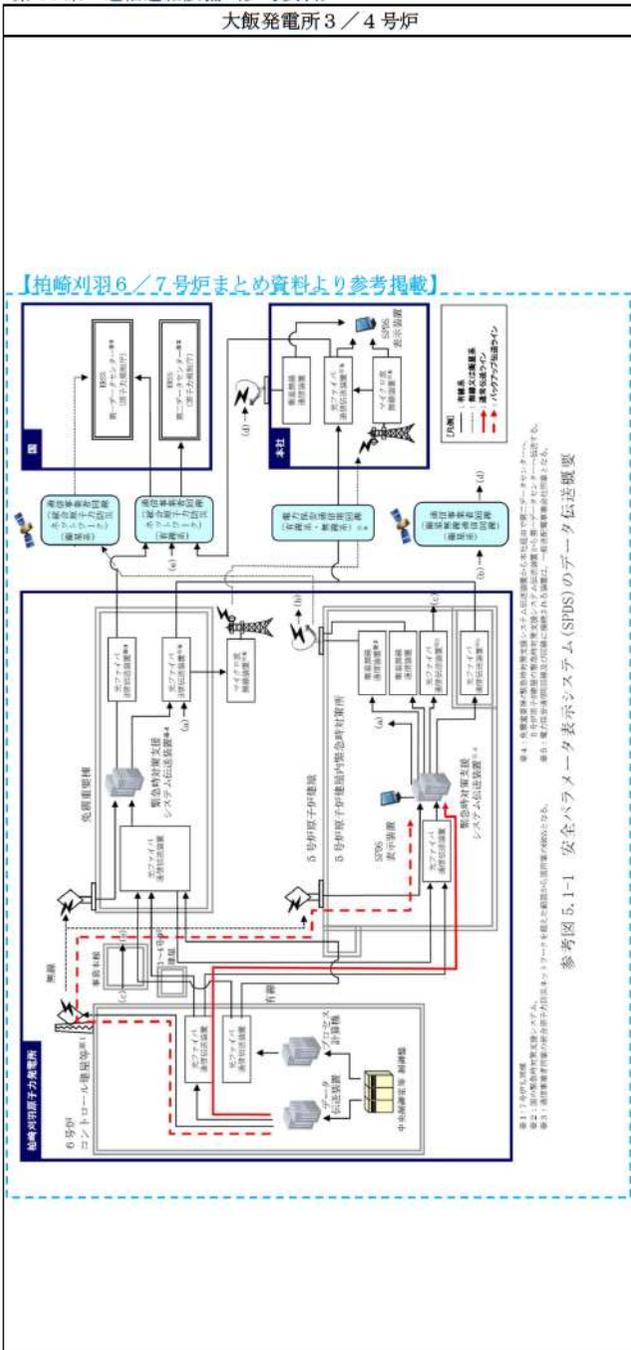
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考5. SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考5 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>SPDSへのデータ入力、通常時はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。</p> <p>このバックアップラインは、安全保護系ラック、N1S^{*1}盤、RMS^{*2}盤等から直接データを収集することができ、主要プラントパラメータの大半をバックアップすることができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、バックアップ伝送ラインである無線系回線により6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p>	<p>参考6 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置は、バックアップ伝送ラインである無線系回線により2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p>	<p>参考6 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機は、プラント計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン(収集用)を設置している。</p> <p>このバックアップ伝送ライン(収集用)は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等から直接データを収集することができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所内に設置するデータ表示端末は、バックアップ伝送ライン(表示用)である無線系回線により、原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑩及び⑪記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑩及び⑪記載のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違・記載の充実(大阪参照)</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は原子炉補助建屋と緊急時対策所の建屋間の通信を、データ表示端末へデータ収集計算機間で行っている。なお、大阪と同一の設備構成である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎羽羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分（1分周期）のデータを保存できる仕様となっている。サーバ本体に保存可能な容量32Gバイトのうち、データ保存が可能な領域として約6Gバイトを確保している。2週間のデータ容量は約88Mバイトであり、順次、上書き保存される。また、それらのパラメータについては、緊急時対策所 指揮所に設置しているSPDS表示装置から、外部媒体へ保存することが可能である。</p> <p>SPDSにてバックアップできるパラメータリストを表11、12、13、14、15に記載する。</p> <p>※1：NISとは、「Nuclear Instrumentation System」（炉外核計装置）の略称。 ※2：RMSとは、「Radiation Monitoring System」（放射線監視装置）の略称。</p>	<p>バックアップ伝送ラインでは、SPDS 伝送装置は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送している主な※パラメータ（ERSS 伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要を参考第6.1-1図に示す。</p> <p>また、SPDS表示装置で確認できるパラメータを参考第6.1-1表に示す。</p>	<p>バックアップ伝送ライン（表示用）では、データ表示端末は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS 伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料ピットの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>データ収集計算機のデータ伝送概要を参考第6-1図に示す。</p> <p>また、データ表示端末で確認できるパラメータを参考第6-1表に示す。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違・2-2@記載のとおり。 【女川】・設備の相違 泊3号炉は有線系回線及び無線系回線ともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。 【女川】記載表現の相違 女川：使用済燃料プール、泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】記載表現の相違 女川：代替気象観測設備、泊：可搬型気象観測設備</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊と女川は、データ保存期間について参考7に記載している。また、泊と女川は、プラントパラメータを2週間分保存できる設計としており、大飯と保存期間に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



【女川】・設備の相違
 泊は有線系回線及び無線系回線ともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。

【女川】設計の相違
 ・2-2⑥及び⑩記載のとおり。

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

表11 バックアップできるパラメータリスト（1/5）

目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
炉心反応度 の状態確認	出力領域平均中性子束チャンネル 平均値	○	○	—
	中間領域中性子束	○	○	○
	中性子游領域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	○	○	○
	加圧器水位	○	○	○
炉心冷却の 状態確認	1次冷却材圧力	○	○	○
	Bループ1次冷却材圧力	○	○	○
	Cループ1次冷却材圧力	○	○	○
	原子炉水位	○	○	○
	Aループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Bループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Cループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Dループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Aループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
	Bループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
	Cループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
	Dループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○

表12 バックアップできるパラメータリスト（2/5）

目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ERSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	
主蒸気圧力	A主蒸気圧力	○	○	○	
	B主蒸気圧力	○	○	○	
	C主蒸気圧力	○	○	○	
	D主蒸気圧力	○	○	○	
安全注入流量	A高圧注入流量	○	○	○	
	B高圧注入流量	○	○	○	
余熱除去流量	A余熱除去流量	○	○	○	
	D余熱除去流量	○	○	○	
燃料取替用水 ピット水位	燃料取替用水ピット水位	○	○	○	
炉心冷却の 状態確認	充てん水	○	○	○	
	蒸気発生器 水位	A蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		B蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		C蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		D蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
	2次系による 冷却	A蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
		B蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
		C蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
D蒸気発生器補助給水流量		○	○	○	
所内母線電圧 (非常用)	4-3 A母線電圧	○	○	○	
	4-3 B母線電圧	○	○	○	
	4-3 A E G遮断器	○	○	○	
	4-3 B E G遮断器	○	○	○	
1次冷却材 サブクール度	1次冷却材サブクール度 (T/C)	○	○	○	

女川原子力発電所2号炉

参考第6.1-1表 SPDS表示装置で確認できるパラメータ（1/10）

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心反応度 の状態確認	A PRMレベル(深部)	○	○	○
	A PRM (A) レベル	○	—	○
	A PRM (B) レベル	○	—	○
	A PRM (C) レベル	○	—	○
	A PRM (D) レベル	○	—	○
	A PRM (E) レベル	○	—	○
	A PRM (F) レベル	○	—	○
	S RNM (A) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (B) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (C) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (D) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (E) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (F) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (G) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (H) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (A) 計数率高減	○	○	○
	S RNM (B) 計数率高減	○	○	○
	S RNM (C) 計数率高減	○	○	○
	S RNM (D) 計数率高減	○	○	○
	S RNM (E) 計数率高減	○	○	○
S RNM (F) 計数率高減	○	○	○	
S RNM (G) 計数率高減	○	○	○	
S RNM (H) 計数率高減	○	○	○	
S RNM (A) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (B) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (C) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (D) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (E) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (F) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (G) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (H) 線形%出力	○	○	○	
全副幹線全降入		○	○	○

泊発電所3号炉

相違理由

目的	対象パラメータ	バックアップ対象 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	データ取得 計測機入力
炉心反応度 の状態確認	中性子游領域中性子束	○	○	○
	中間領域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	○	○	○
	A-ほう線タンク水位	○	○	○
	B-ほう線タンク水位	○	○	○
	加圧器水位	○	○	○
	1次冷却材圧力	○	○	○
	Aループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Cループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Aループ1次冷却材最低側温度(広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材最低側温度(広域)	○	○	○
	Cループ1次冷却材最低側温度(広域)	○	○	○
	主蒸気ライン圧力	○	○	○
	蒸気発生器水位	○	○	○
炉心冷却の 状態確認	安全注入流量	○	○	○
	燃料取替用水ピット水位	○	○	○
	蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
	4-3 A母線電圧	○	○	○
	4-3 B母線電圧	○	○	○
	4-3 A E G遮断器	○	○	○
	4-3 B E G遮断器	○	○	○
	1次冷却材サブクール度	○	○	○

参考第6.1-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ（1/5）

【女川】PWR設計の反映
 炉型の相違により設備
 及び対象パラメータに
 相違はあるが、データ表
 示端末で表示する「目的」
 は同等であり、緊急
 時対策所で必要な情報
 を把握できることに相
 違はない。

【大飯】記載表現の相違
 データ表示端末で表示
 する「目的」及び対象パ
 ラメータは同等であり、
 データ表示端末の機能
 に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表13 バックアップできるパラメータリスト (3/5)

目的	対象パラメータ	SP16 入力 パラメータ	ESS 伝送 している パラメータ	バックアップ 対象 パラメータ
燃料の 状態確認	炉心出口温度	炉心出口温度(最大)	○	○
		炉心出口温度(平均)	○	○
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○
		B格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○
		A格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○	○
		B格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○	○
格納容器の 状態確認	格納容器圧力	○	○	
	AM用格納容器圧力	○	○	
	格納容器温度	○	○	
	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	A格納容器再循環サンプ水位 (広域)	○	○
		B格納容器再循環サンプ水位 (広域)	○	○
		A格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○	○
		B格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○	○
	格納容器水位	格納容器水位	○	○
		原子炉下部キャピティ水位	○	○
	格納容器 スプレイ流量	A格納容器スプレイ流量	○	○
		B格納容器スプレイ流量	○	○
		A格納容器スプレイ流量積算	○	○
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○
		B格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○
		A格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○	○
		B格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○	○
	格納容器ガス モニタの指示	格納容器ガスモニタ	○	○
	格納容器 水素濃度	可搬型格納容器水素ガス濃度	○	○

女川原子力発電所2号炉

(2/10)

目的	対象パラメータ	SP16 パラメータ	ESS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心冷却の 状態確認	原子炉圧力(広帯域) B V	○	○	○
	原子炉圧力(広帯域) A	○	○	○
	原子炉圧力(広帯域) B	○	○	○
	原子炉水位(広帯域) P B V	○	○	○
	原子炉水位(広帯域) A	○	○	○
	原子炉水位(広帯域) B	○	○	○
	原子炉水位(燃料側) P B V	○	○	○
	原子炉水位(燃料側) A	○	○	○
	原子炉水位(燃料側) B	○	○	○
	P L R ポンプ (A) 入口温度	○	○	○
	P L R ポンプ (B) 入口温度	○	○	○
	S R V 開	○	○	○
	R H R ポンプ (A) 出口流量	○	○	○
	R H R ポンプ (B) 出口流量	○	○	○
	R H R ポンプ (C) 出口流量	○	○	○
	L P C S ポンプ出口流量	○	○	○
	H P C S ポンプ出口流量	○	○	○
	R C I C ポンプ出口流量	○	○	○
	H P A C ポンプ出口流量	○	○	○
	R H R ヘッドスプレイライン洗浄流量	○	○	○
	R H R B 系格納容器冷却ライン洗浄流量	○	○	○
	R H R 熱交換機 (A) 冷却水入口流量	○	○	○
	R H R 熱交換機 (B) 冷却水入口流量	○	○	○
	R C W A 系 系統流量	○	○	○
R C W B 系 系統流量	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 A 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 B 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 S A 1 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 S A 2 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 S B 1 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 S B 2 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 C 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 D 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 H 電圧	○	○	○	
D/G 2 A L 系熱源投入	○	○	○	

泊発電所3号炉

参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (2/5)

目的	対象パラメータ	データ収集 計測機入力		バックアップ対象 パラメータ	
		伝送している パラメータ	バックアップ対象 パラメータ	伝送している パラメータ	バックアップ対象 パラメータ
炉心冷却の 状態確認	A-高気圧蒸気水位 (狭域)	○	○	○	○
	B-高気圧蒸気水位 (狭域)	○	○	○	○
	C-高気圧蒸気水位 (狭域)	○	○	○	○
	A-補助給水ライン流量	○	○	○	○
	B-補助給水ライン流量	○	○	○	○
	C-補助給水ライン流量	○	○	○	○
	補助給水ピット水位	○	○	○	○
	6-300 監視器	○	○	○	○
	6-300G 監視器	○	○	○	○
	6-3A 目標電圧	○	○	○	○
	6-3B 目標電圧	○	○	○	○
	サブターム流 (ロープ)	○	○	○	○
燃料の 状態確認	1次冷却材圧力	○	○	○	○
	炉心出口最大温度	○	○	○	○
	炉心出口平均温度	○	○	○	○
	A-ロープ1 冷却材付最高温度 (広域)	○	○	○	○
	B-ロープ1 冷却材付最高温度 (広域)	○	○	○	○
	C-ロープ1 冷却材付最高温度 (広域)	○	○	○	○
	A-ロープ1 冷却材付最高温度 (狭域)	○	○	○	○
	B-ロープ1 冷却材付最高温度 (狭域)	○	○	○	○
	C-ロープ1 冷却材付最高温度 (狭域)	○	○	○	○
	格納容器高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○	○	○
	格納容器高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○	○	○	○
	エリアモニタの指示	○	○	○	○

【女川】PWR 設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。
 【大飯】記載表現の相違データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

Table with 5 columns: 目的, 対象パラメータ, SPDS, ERS 指定, バックアップ対象パラメータ. Rows include 電源 (バックアップ用), 電源 (標準機用), 送達 (バックアップ用), 送達 (標準機用), 大気安定度, and various 可変型モーターファンダクト温度レンジ.

※：バックアップ指定ラインを經由せず、SPDS表示装置にて確認できる。

Table with 5 columns: 目的, 対象パラメータ, SPDS, ERS 指定, バックアップ対象パラメータ. Rows include 非常用炉心停炉 (ECCS) の状態等 and 使用済燃料プールの状態等.

参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (5/5)

Table with 3 columns: 目的, 対象パラメータ, 伝送しているパラメータ. Rows include モニタリングポスト及びモニタリングシステムへの指示, 気象情報, 水素濃度による原子炉格納容器の遮断防止, 水素濃度による原子炉格納容器の遮断防止, 水素濃度による原子炉格納容器の遮断防止, 主給水ライン流量, 原子炉トリップの状態, S/G 格納罐水位監視, 格納容器排水モニタの指示, 取水口ポスト.

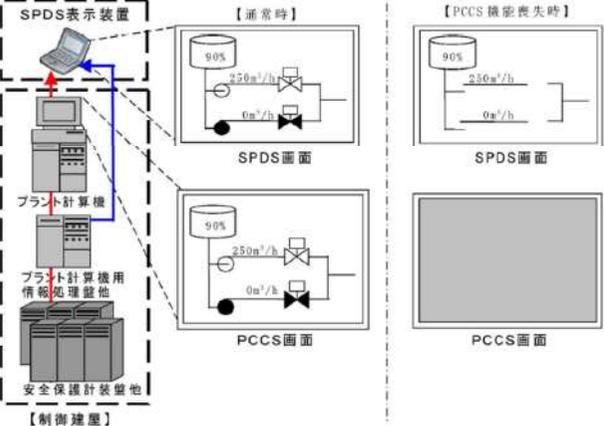
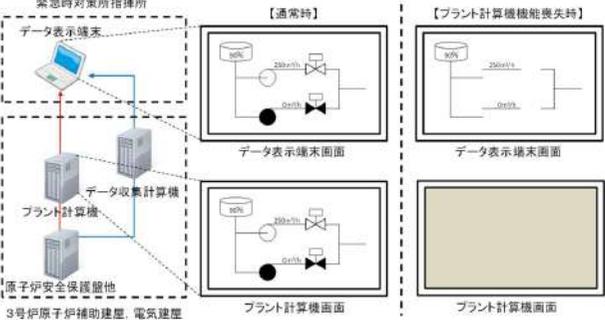
※1：「 remote の状態確認」のパラメータはプラント共通設備のパラメータであり、号機ごとに設置しているプラント計算機への入力が行わず、直接データ収集計算機へデータ入力している。
なお、「 remote の状態確認」のパラメータについては、可変型モーターファンダクト及び可変型気象観測設備からの無線伝送により緊急時対策所にて確認可能である。

【女川】PWR設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所が必要なる情報を把握できることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																											
	(9/10)																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SP96 パラメータ</th> <th>ERSS 伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">使用済燃料プールの状態確認</td> <td>使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)〕</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール温度 (プール底面付近)〕</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-4300mm~7300mm)〕</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール上部温度〕</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール下部温度〕</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">本機情報による格納容器の破損防止確認</td> <td>燃料プール上部空間放射線モニタ (放射線)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>燃料プール上部空間放射線モニタ (濃縮量)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>燃料プール上部空間放射線モニタ (濃縮量)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィード装置出口水素濃度 (0~3%)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィード装置出口水素濃度 (0~10%)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィード装置水位 (A) (広帯域)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィード装置水位 (B) (広帯域)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィード装置水位 (C) (広帯域)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィード装置入口圧力 (広帯域)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィード装置出口圧力 (広帯域)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィード装置水温度 (A)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィード装置水温度 (B)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィード装置水温度 (C)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィード装置出口放射線モニタ (A)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィード装置出口放射線モニタ (B)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	使用済燃料プールの状態確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○	〔使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)〕	○	—	○	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○	〔使用済燃料プール温度 (プール底面付近)〕	○	—	○	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○	〔使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-4300mm~7300mm)〕	○	—	○	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○	〔使用済燃料プール上部温度〕	○	—	○	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○	〔使用済燃料プール下部温度〕	○	—	○	本機情報による格納容器の破損防止確認	燃料プール上部空間放射線モニタ (放射線)	○	—	○	燃料プール上部空間放射線モニタ (濃縮量)	○	—	○	燃料プール上部空間放射線モニタ (濃縮量)	○	—	○	フィード装置出口水素濃度 (0~3%)	○	—	○	フィード装置出口水素濃度 (0~10%)	○	—	○	フィード装置水位 (A) (広帯域)	○	—	○	フィード装置水位 (B) (広帯域)	○	—	○	フィード装置水位 (C) (広帯域)	○	—	○	フィード装置入口圧力 (広帯域)	○	—	○	フィード装置出口圧力 (広帯域)	○	—	○	フィード装置水温度 (A)	○	—	○	フィード装置水温度 (B)	○	—	○	フィード装置水温度 (C)	○	—	○	フィード装置出口放射線モニタ (A)	○	—	○	フィード装置出口放射線モニタ (B)	○	—	○		
目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																										
使用済燃料プールの状態確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○																																																																																																										
	〔使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)〕	○	—	○																																																																																																										
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○																																																																																																										
	〔使用済燃料プール温度 (プール底面付近)〕	○	—	○																																																																																																										
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○																																																																																																										
	〔使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-4300mm~7300mm)〕	○	—	○																																																																																																										
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○																																																																																																										
	〔使用済燃料プール上部温度〕	○	—	○																																																																																																										
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○																																																																																																										
	〔使用済燃料プール下部温度〕	○	—	○																																																																																																										
本機情報による格納容器の破損防止確認	燃料プール上部空間放射線モニタ (放射線)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空間放射線モニタ (濃縮量)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空間放射線モニタ (濃縮量)	○	—	○																																																																																																										
	フィード装置出口水素濃度 (0~3%)	○	—	○																																																																																																										
	フィード装置出口水素濃度 (0~10%)	○	—	○																																																																																																										
	フィード装置水位 (A) (広帯域)	○	—	○																																																																																																										
	フィード装置水位 (B) (広帯域)	○	—	○																																																																																																										
	フィード装置水位 (C) (広帯域)	○	—	○																																																																																																										
	フィード装置入口圧力 (広帯域)	○	—	○																																																																																																										
	フィード装置出口圧力 (広帯域)	○	—	○																																																																																																										
	フィード装置水温度 (A)	○	—	○																																																																																																										
	フィード装置水温度 (B)	○	—	○																																																																																																										
	フィード装置水温度 (C)	○	—	○																																																																																																										
	フィード装置出口放射線モニタ (A)	○	—	○																																																																																																										
フィード装置出口放射線モニタ (B)	○	—	○																																																																																																											
	(10/10)																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SP96 パラメータ</th> <th>ERSS 伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="19">本機情報による原子炉格納容器の破損防止確認</td> <td>原子炉格納容器内水素濃度 〔原子炉格納容器オーバーランダンプフロア水素濃度A〕</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内水素濃度 〔原子炉格納容器オーバーランダンプフロア水素濃度B〕</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内水素濃度 (バルブ閉鎖中)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内水素濃度 (両側用エアロック閉鎖)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内水素濃度 (C/R/D種検査)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内水素濃度 (封鎖-ベトリレーション)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内水素濃度 (シーラス型)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 1 動作監視装置入口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 1 動作監視装置出口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 8 動作監視装置入口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 8 動作監視装置出口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 12 動作監視装置入口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 12 動作監視装置出口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 19 動作監視装置入口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 19 動作監視装置出口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	本機情報による原子炉格納容器の破損防止確認	原子炉格納容器内水素濃度 〔原子炉格納容器オーバーランダンプフロア水素濃度A〕	○	—	○	原子炉格納容器内水素濃度 〔原子炉格納容器オーバーランダンプフロア水素濃度B〕	○	—	○	原子炉格納容器内水素濃度 (バルブ閉鎖中)	○	—	○	原子炉格納容器内水素濃度 (両側用エアロック閉鎖)	○	—	○	原子炉格納容器内水素濃度 (C/R/D種検査)	○	—	○	原子炉格納容器内水素濃度 (封鎖-ベトリレーション)	○	—	○	原子炉格納容器内水素濃度 (シーラス型)	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 1 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 1 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 8 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 8 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 12 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 12 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 19 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 19 動作監視装置出口温度	○	—	○																																											
目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																										
本機情報による原子炉格納容器の破損防止確認	原子炉格納容器内水素濃度 〔原子炉格納容器オーバーランダンプフロア水素濃度A〕	○	—	○																																																																																																										
	原子炉格納容器内水素濃度 〔原子炉格納容器オーバーランダンプフロア水素濃度B〕	○	—	○																																																																																																										
	原子炉格納容器内水素濃度 (バルブ閉鎖中)	○	—	○																																																																																																										
	原子炉格納容器内水素濃度 (両側用エアロック閉鎖)	○	—	○																																																																																																										
	原子炉格納容器内水素濃度 (C/R/D種検査)	○	—	○																																																																																																										
	原子炉格納容器内水素濃度 (封鎖-ベトリレーション)	○	—	○																																																																																																										
	原子炉格納容器内水素濃度 (シーラス型)	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 1 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 1 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 8 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 8 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 12 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 12 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 19 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 19 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																										
				【女川】PWR設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。																																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p><弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方> 通常、弁の開閉やポンプの動作などの系統状態は、中央制御室の原子炉盤やプラント計算機などで監視している。SPDSはプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態などを把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、SPDSに直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、更に、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認または推定できる。</p> <p>PCCS機能喪失時の監視画面の概要を図7に示す。</p>  <p>図7 PCCS機能喪失時の監視画面の概要図</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p><弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方> 通常、弁の開閉やポンプの動作等の系統状態は、中央制御室の主盤やプラント計算機等で監視している。データ収集計算機はプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態等を把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、データ収集計算機に直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、さらに、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認又は推定できる。</p> <p>プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要を参考第6-2図に示す。</p>  <p>参考第6-2図 プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要図</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実(大飯参照)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：SPDS、泊：データ収集計算機) ・名称の相違(大飯：原子炉盤、泊：主盤) 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：SPDS、泊：データ収集計算機) 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：PCCS、泊：プラント計算機)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違 大飯：PCCS 泊：プラント計算機</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

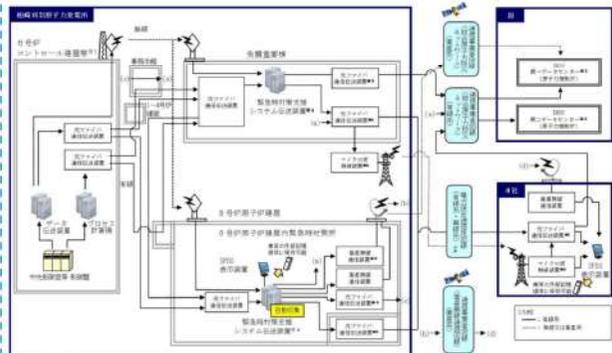
大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

緊急時対策支援システム伝送装置に保存されたデータについては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のSPDS表示装置又は緊急時対策支援システム伝送装置及び本社に設置しているSPDS表示装置から専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存できる設計とする。

重大事故等が発生した場合には、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）を専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図 6.1-1 過去のプラントパラメータ閲覧の概要

女川原子力発電所2号炉

参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について

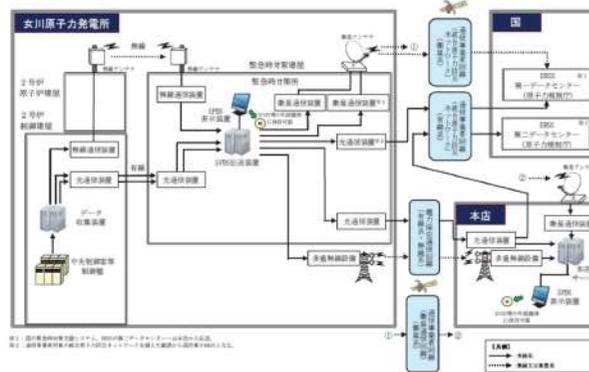
SPDS 伝送装置に収集されるプラントパラメータ（SPDSパラメータ）はSPDS 伝送装置で2週間分（1分周期）のデータを保存（自動収集）できる設計とする。

SPDS 伝送装置に保存されたデータについては、緊急時対策所のSPDS表示装置又はSPDS伝送装置及び本店に設置しているSPDS表示装置からDVD等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。

重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）をDVD等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、SPDS表示装置にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の過去のデータを閲覧することができる設計とする。

また、SPDS表示装置にてプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の監視も可能な設計とする。

概要を参考第7.1-1図に示す。



参考第7.1-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要

泊発電所3号炉

参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について

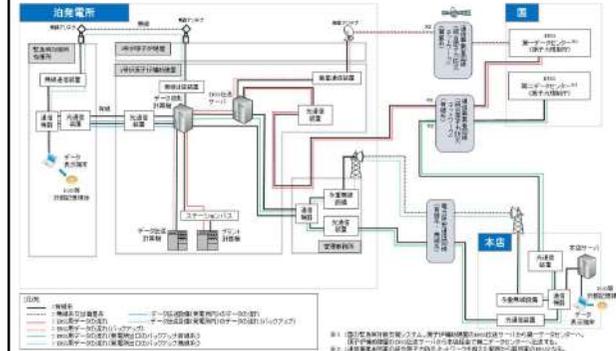
データ収集計算機に収集されるプラントパラメータ（SPDSパラメータ）はデータ収集計算機で2週間分（1分周期）のデータを保存（自動収集）できる設計とする。

データ収集計算機に保存されたデータについては、緊急時対策所指揮所のデータ表示端末及び本店に設置しているデータ表示端末からDVD等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。

重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所指揮所において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）をDVD等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、データ表示端末にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の過去のデータを閲覧することができる設計とする。

また、データ表示端末にてプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の監視も可能な設計とする。

概要を参考第7-1図に示す。



参考第7-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要

相違理由

【女川】設計方針の相違
 ・2-2@記載のとおり。

【女川】設計方針の相違
 ・2-2@記載のとおり。
 【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考9 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備（通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外））については、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を維持できるように表18、19に記載する措置を講じる。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考表7.1-1に示す。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の耐震措置について、参考表7.1-2に示す。</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について 緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、基準地震動S_sによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動S_sによる地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考表8.1-1表に示す。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の耐震措置について、参考表8.1-2表に示す。</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について 緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考表8-1表に示す。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の耐震措置について、参考表8-2表に示す。</p>	<p>SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の参考8に大飯の参考8及び参考9の内容を記載</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり 【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2②記載のとおり、女川はデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置しているが、泊はERSS伝送サーバを原子炉補助建屋に設置している。 【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3④のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

【比較のため順番を変更して記載】

表18 緊急時対策所の通信設備（発電所内）耐震措置一覧

場所	主要設備	耐震措置
発電所内用	電力保安通信用電話設備※1	保安電話（固定、携帯）
	携行型通話装置	携行型通話装置
	トランシーバー	トランシーバー
	衛星電話※1	固定携帯
	インターフォン	インターフォン
無線連絡装置	無線連絡装置	

※1：発電所外用と共用。

女川原子力発電所2号炉

参考第8.1-1表 緊急時対策所の通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）に係る耐震措置

通信種別	主要設備	耐震措置
発電所内外	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）の衛星電話設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、制振防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、制振防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、制振防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP電話）は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、制振防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	IP-FAX	

泊発電所3号炉

参考第8-1表 緊急時対策所の通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）に係る耐震措置

場所	主要設備	耐震措置
発電所内外	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の衛星電話設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力補助建屋又は緊急時対策所指揮所に設置し、制振防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	衛星電話設備（DAI）	・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置する適切な収納ラックに保管する措置を施す。
発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力補助建屋又は緊急時対策所指揮所に設置し、制振防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置する適切な収納ラックに保管する措置を施す。
発電所外	IP電話	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP電話）は、耐震性を有する3号炉原子力補助建屋及び緊急時対策所指揮所に設置し、制振防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	IP-FAX	
	テレビ会議システム	

相違理由

SAに係る内容（当ページ）

【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）

- ・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ通信に係る設備の耐震性に関する記載を参考8に分割して記載している
- ・大飯では通信連絡設備（発電所内）通信連絡設備（発電所外）を別表として構成している。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																															
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>表19 緊急時対策所の通信設備 (発電所外) 耐震措置一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">発電所外利用</td> <td>加入電話</td> <td>・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・緊急時対策所指標所に設置する非常電話(固定)は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・非常電話(携帯)は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話*</td> <td>固定携帯</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備*</td> <td>保安電話 (固定、携帯)</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>衛星電話 (携帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社内TV会議システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム</td> <td>・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。 ・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋内の緊急時対策所指標所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は固縛等を施す。また、故障等に備え予備品を保有する。 ・緊急時対策所指標所に設置するIP電話は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。 ・TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所連絡システム</td> <td>・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星通信装置</td> <td>・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 非常時内用と共用。</p>	場所	主要設備	耐震措置	発電所外利用	加入電話	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・緊急時対策所指標所に設置する非常電話(固定)は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・非常電話(携帯)は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	衛星電話*	固定携帯	電力保安通信用電話設備*	保安電話 (固定、携帯)	加入ファクシミリ	同上	衛星電話 (携帯)		社内TV会議システム		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。 ・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋内の緊急時対策所指標所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は固縛等を施す。また、故障等に備え予備品を保有する。 ・緊急時対策所指標所に設置するIP電話は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。 ・TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。	緊急時対策所連絡システム	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	衛星通信装置	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	<p>参考第8.1-2表 緊急時対策所の安全パラメータ表示システム (SPDS)及びデータ伝送設備に係る耐震措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2号炉 制御建屋</td> <td>データ転送装置</td> <td>・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>光通信装置</td> <td>・光通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建屋間</td> <td>伝送用伝送ケーブル</td> <td>無線系 ・無線アンテナは、耐震性を有する2号炉制御建屋及び緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 有線系 ・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに余長を確保する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急時対策所</td> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。</td> </tr> <tr> <td>SPDS 伝送装置</td> <td>・SPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>SPDS 表示装置</td> <td>・SPDS表示装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	2号炉 制御建屋	データ転送装置	・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。	建屋間	伝送用伝送ケーブル	無線系 ・無線アンテナは、耐震性を有する2号炉制御建屋及び緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 有線系 ・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに余長を確保する。	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。	緊急時対策所	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。	SPDS 伝送装置	・SPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	SPDS 表示装置	・SPDS表示装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>参考第8-2表 データ伝送設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所外) に係る耐震措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1号炉 原子炉補助建屋</td> <td>データ収集装置 SPDS 伝送ケーブル</td> <td>・データ収集装置からのデータ入力については、原子炉安全保護機能等の耐震性を有する計測装置等からプラント計測機を介して直接データを受信することが可能な耐震仕様のバックアップラインを設置する。 ・データ収集装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・伝送ケーブル及び無線アンテナについては、耐震性を有する設備等に懸架する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御建屋</td> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所</td> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。</td> </tr> <tr> <td>データ表示装置</td> <td>・データ表示装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	1号炉 原子炉補助建屋	データ収集装置 SPDS 伝送ケーブル	・データ収集装置からのデータ入力については、原子炉安全保護機能等の耐震性を有する計測装置等からプラント計測機を介して直接データを受信することが可能な耐震仕様のバックアップラインを設置する。 ・データ収集装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・伝送ケーブル及び無線アンテナについては、耐震性を有する設備等に懸架する。	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。	制御建屋	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。	緊急時対策所	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。	データ表示装置	・データ表示装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>SAに係る内容 (当ページ)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>・大飯では通信連絡設備 (発電所内) 通信連絡設備 (発電所外) を別表として構成している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ通信に係る設備の耐震性に関する記載を参考8に記載している。</p>
場所	主要設備	耐震措置																																																																
発電所外利用	加入電話	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・緊急時対策所指標所に設置する非常電話(固定)は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・非常電話(携帯)は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																																
	衛星電話*	固定携帯																																																																
	電力保安通信用電話設備*	保安電話 (固定、携帯)																																																																
	加入ファクシミリ	同上																																																																
	衛星電話 (携帯)																																																																	
	社内TV会議システム																																																																	
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。 ・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋内の緊急時対策所指標所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は固縛等を施す。また、故障等に備え予備品を保有する。 ・緊急時対策所指標所に設置するIP電話は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。 ・TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。																																																															
		緊急時対策所連絡システム	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																															
		衛星通信装置	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																															
	場所	主要設備	耐震措置																																																															
2号炉 制御建屋	データ転送装置	・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																
	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。																																																																
建屋間	伝送用伝送ケーブル	無線系 ・無線アンテナは、耐震性を有する2号炉制御建屋及び緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 有線系 ・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに余長を確保する。																																																																
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。																																																																
緊急時対策所	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。																																																																
	SPDS 伝送装置	・SPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																
	SPDS 表示装置	・SPDS表示装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																
場所	主要設備	耐震措置																																																																
1号炉 原子炉補助建屋	データ収集装置 SPDS 伝送ケーブル	・データ収集装置からのデータ入力については、原子炉安全保護機能等の耐震性を有する計測装置等からプラント計測機を介して直接データを受信することが可能な耐震仕様のバックアップラインを設置する。 ・データ収集装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・伝送ケーブル及び無線アンテナについては、耐震性を有する設備等に懸架する。																																																																
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。																																																																
制御建屋	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。																																																																
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。																																																																
緊急時対策所	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する設備等に懸架する。																																																																
	データ表示装置	・データ表示装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																
<p>参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る機能に関しては、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を維持できるように表17に記載する措置を講じる。</p> <p>表17 SPDSデータ表示に係る耐震措置一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉補助建屋</td> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)</td> <td>・安全パラメータ表示システム (SPDS)へのデータ入力については、耐震性のあるラインからデータ入力できる設計とする。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS)については耐震仕様としている。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS)を設置するラックについては、耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止の措置を施す。 ・伝送ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する設備等に有線している。</td> </tr> <tr> <td>制御室伝送設備</td> <td>通信機器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建屋間伝送</td> <td>建屋間伝送ルート</td> <td>・通信機器を設置するラックは耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して、転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器については固縛等を施す。 ・伝送ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する設備等に有線している。 ・建屋間伝送ルートについては、有線系伝送ケーブルは、有線系伝送ケーブルに接続し、転倒防止の措置を施す。 ・無線アンテナについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所指標所</td> <td>建屋間伝送設備 通信機器 SPDS表示装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 汎用品である通信機器については、その機能を喪失しないよう強固な収納ケースに収容する等の措置を施した予備品を保有する。</p>	場所	主要設備	耐震措置	原子炉補助建屋	安全パラメータ表示システム (SPDS)	・安全パラメータ表示システム (SPDS)へのデータ入力については、耐震性のあるラインからデータ入力できる設計とする。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS)については耐震仕様としている。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS)を設置するラックについては、耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止の措置を施す。 ・伝送ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する設備等に有線している。	制御室伝送設備	通信機器	建屋間伝送	建屋間伝送ルート	・通信機器を設置するラックは耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して、転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器については固縛等を施す。 ・伝送ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する設備等に有線している。 ・建屋間伝送ルートについては、有線系伝送ケーブルは、有線系伝送ケーブルに接続し、転倒防止の措置を施す。 ・無線アンテナについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。	緊急時対策所指標所	建屋間伝送設備 通信機器 SPDS表示装置																																																					
場所	主要設備	耐震措置																																																																
原子炉補助建屋	安全パラメータ表示システム (SPDS)	・安全パラメータ表示システム (SPDS)へのデータ入力については、耐震性のあるラインからデータ入力できる設計とする。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS)については耐震仕様としている。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS)を設置するラックについては、耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止の措置を施す。 ・伝送ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する設備等に有線している。																																																																
	制御室伝送設備	通信機器																																																																
建屋間伝送	建屋間伝送ルート	・通信機器を設置するラックは耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して、転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器については固縛等を施す。 ・伝送ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する設備等に有線している。 ・建屋間伝送ルートについては、有線系伝送ケーブルは、有線系伝送ケーブルに接続し、転倒防止の措置を施す。 ・無線アンテナについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。																																																																
	緊急時対策所指標所	建屋間伝送設備 通信機器 SPDS表示装置																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>																											
<p>参考表7.1-1 3号炉原子炉建屋内緊急時対策用の通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）に係る耐震設計</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>主要設備</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>緊急電話設備（常設）</td> <td>・緊急電話設備（常設）の緊急電話用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・緊急電話設備（常設）の増設装置から緊急電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>緊急電話設備（可搬型）</td> <td>・緊急電話設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所外</td> <td>無線連絡設備（常設）</td> <td>・無線連絡設備（常設）の無線連絡用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（常設）の増設装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（可搬型）</td> <td>・無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>携帯型音声伝送電話設備*</td> <td>・携帯型音声伝送電話設備は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>発電所外</td> <td>統合電子力伝送ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-電話機及びIP-FAX）</td> <td>・統合電子力伝送ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-電話システム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 3号炉原子炉建屋内緊急時対策用本拠と特種監視間の通信連絡を行うために設置する設計とする。</p>	施設名称	主要設備	耐震設計	発電所内	緊急電話設備（常設）	・緊急電話設備（常設）の緊急電話用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・緊急電話設備（常設）の増設装置から緊急電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	緊急電話設備（可搬型）	・緊急電話設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所外	無線連絡設備（常設）	・無線連絡設備（常設）の無線連絡用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（常設）の増設装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	無線連絡設備（可搬型）	・無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。		携帯型音声伝送電話設備*	・携帯型音声伝送電話設備は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所外	統合電子力伝送ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-電話機及びIP-FAX）	・統合電子力伝送ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-電話システム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>					
施設名称	主要設備	耐震設計																									
発電所内	緊急電話設備（常設）	・緊急電話設備（常設）の緊急電話用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・緊急電話設備（常設）の増設装置から緊急電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																									
	緊急電話設備（可搬型）	・緊急電話設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
発電所外	無線連絡設備（常設）	・無線連絡設備（常設）の無線連絡用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（常設）の増設装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																									
	無線連絡設備（可搬型）	・無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
	携帯型音声伝送電話設備*	・携帯型音声伝送電話設備は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
発電所外	統合電子力伝送ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-電話機及びIP-FAX）	・統合電子力伝送ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-電話システム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
<p>参考表7.1-2 3号炉原子炉建屋内緊急時対策用の安全パラメータ表示システム（SIPS）及びデータ伝送設備に係る耐震設計</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4号炉及び7号炉コントロール棟</td> <td>データ伝送装置</td> <td>・データ伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>光ファイバ通信伝送装置</td> <td>・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建屋外</td> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線連絡用アンテナは、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟及び3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>有線系</td> <td>・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに敷設を確実とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号炉原子炉建屋内緊急時対策用</td> <td>光ファイバ通信伝送装置</td> <td>・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線連絡装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策支援システム伝送装置</td> <td>・緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SIPS表示装置</td> <td>・SIPS表示装置は耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震設計	4号炉及び7号炉コントロール棟	データ伝送装置	・データ伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	光ファイバ通信伝送装置	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	建屋外	無線伝送装置	・無線連絡用アンテナは、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟及び3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	有線系	・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに敷設を確実とする。	3号炉原子炉建屋内緊急時対策用	光ファイバ通信伝送装置	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	・無線連絡装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。		緊急時対策支援システム伝送装置	・緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。		SIPS表示装置	・SIPS表示装置は耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
場所	主要設備	耐震設計																									
4号炉及び7号炉コントロール棟	データ伝送装置	・データ伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
	光ファイバ通信伝送装置	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																									
建屋外	無線伝送装置	・無線連絡用アンテナは、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟及び3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
	有線系	・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに敷設を確実とする。																									
3号炉原子炉建屋内緊急時対策用	光ファイバ通信伝送装置	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
	無線通信装置	・無線連絡装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																									
	緊急時対策支援システム伝送装置	・緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
	SIPS表示装置	・SIPS表示装置は耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考6 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、通常時、5号炉の共通用高圧母線及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電可能とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、外部電源喪失時、6号炉若しくは7号炉の非常用ディーゼル発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合、5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失の防止と燃料補給のために停止する際にも給電を継続するため、2台を1セットとして配備する設計とする。</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策建屋内の緊急時対策所用高圧母線J系から受電している。</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系は、通常時に2号炉の非常用高圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、2号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用高圧母線J系が2号炉非常用高圧母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの受電に自動で切り替わる設計とする。</p> <p>さらに、ガスタービン発電機の機能喪失も考慮し、緊急時対策所用高圧母線J系は緊急時対策建屋北側に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は1台で緊急時対策建屋に電源供給するために必要な容量を有し、緊急時対策所軽油タンクより自動で燃料補給可能な設計であることから、1セット1台を配備する設計とする。</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ受電している。</p> <p>緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯に対して、通常時に3号炉の非常用低圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>その他運用に必要な設備については、1号又は2号炉常用母線から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ受電している。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯が3号炉非常用母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの受電に手で切り替える設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所の負荷は、3号炉非常用母線又は1号若しくは2号炉常用母線から受電出来ない場合、緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からそれぞれ受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所それぞれに電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に各1台、故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため各1台、2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所における通信連絡設備の電源は、建屋電源とは別に受電している（電源構成の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違女川は常設代替交流電源設備に自動で切り替わるが泊は手で切り替える設計としている</p> <p>【女川】設計方針の相違・電源構成の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所は、指揮所と待機所にそれぞれ発電機を接続することから、必要台数に相違がある。また、燃料補給は可搬型タンクローリーにより行うことから、燃料給油時の停止も</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、プラント設備(6号炉及び7号炉中央制御室用)の電源から独立した専用の電源設備とし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】 緊急時対策所における通信連絡設備については、SBO発生時においても衛星電話用無停電電源装置、端末設備用無停電電源装置より給電されているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。 また、通信連絡設備は無停電電源装置の蓄電池が枯渇するまでに、電源車（緊急時対策所用）(DB)を起動、接続することで、継続して通信連絡機能を継続できる。 仮に、電源車（緊急時対策所用）(DB)が不具合等で起動できない場合でも、バックアップ用の電源車（緊急時対策所用）により、継続して通信連絡機能を継続できる。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷を参考表8.1-1に示す。 また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様を参考表8.1-2に示す。</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】 緊急時対策所の通信連絡設備の電源を説明したタイムチャートを図8に、電源車の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを図9に示す。また、衛星電話用無停電電源装置等に接続する通信連絡設備の蓄電池耐量時間を表16に記載する。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機から受電可能な非常用高圧母線、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により緊急時対策建屋の電源は多様性を有し、緊急時対策建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷を参考第9.1-1表に示す。</p> <p>また、常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様を参考第9.1-2表に示す。</p>	<p>ディーゼル発電機から受電可能な非常用低圧母線、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機により緊急時対策所指揮所における通信連絡設備の電源は多様性を有している。 緊急時対策所用発電機を複数台備えることにより緊急時対策所の電源は多重性を有し、緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時においても無停電電源等より受電しているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、無停電電源の蓄電池が枯渇するまでに、緊急時対策所用発電機を起動・接続することで、継続して通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷を参考第9-1表に示す。</p> <p>また、常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の主要仕様を参考第9-2表、緊急時対策所の通信連絡設備における無停電電源の継続時間を説明したタイムチャートを参考第9-1図、緊急時対策所用発電機の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを参考第9-2図に示す。</p>	<p>考慮して配備台数を決定している。</p> <p>SAに係る内容（赤枠） 【女川】設計方針の相違・電源構成の相違 【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違・記載の充実</p> <p>【大飯】設計方針の相違・DBの電源として電源車（緊急時対策所用）(DB)を準備している。泊ではSA事象となった場合は、緊急時対策所用発電機を起動する。</p> <p>【女川】記載方針の相違・記載の充実</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載方針の相違（泊既許可の記載を踏襲） 【女川】記載方針の相違・記載の充実（大飯審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

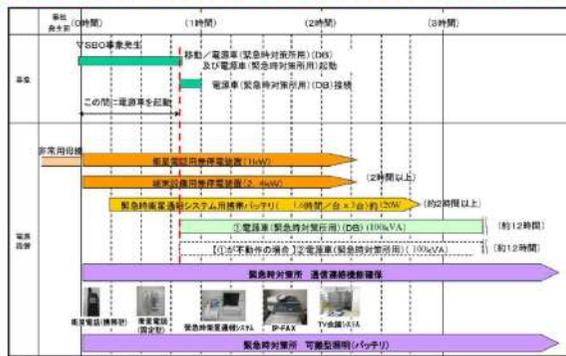
大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため順番を変更して記載】



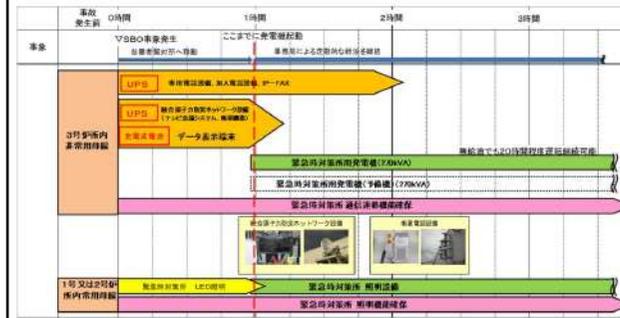
緊急時対策所は、SBO発生から電源車起動までの間の必要な通信連絡機能を維持できる。

図8 通信連絡設備における電源タイムチャート

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図 8.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備の給油時間



参考第9-1図 緊急時対策所の無停電電源の継続時間

【女川】記載方針の相違
 ・記載の充実（大飯審査実績の反映）

【柏崎】記載方針の相違
 2-3①のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）



【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図 8.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備

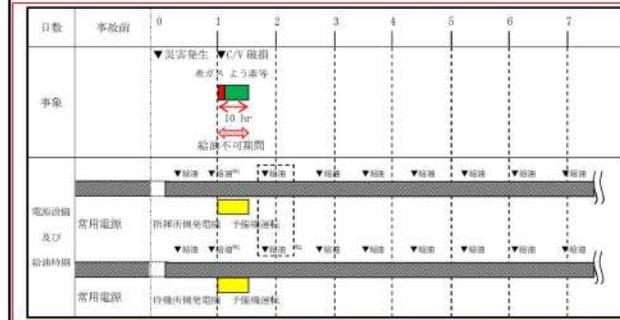
燃料給油手順タイムチャート

(技術的能力審査資料「1.18 緊急時対策系の居住性等に関する手順等」より抜粋)

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



参考第 9-2 図 緊急時対策所用発電機の給油タイミング

SAに係る内容（赤枠）
 【女川】記載方針の相違
 ・記載の充実

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考表 8.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="91 240 678 416"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約 21kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む）</td> <td>約 12kVA</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*</td> <td>約 13kVA</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>約 14kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 60kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電力保安通信用電話設備及び送受話器は除く</p>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約 21kVA	照明設備（コンセント負荷含む）	約 12kVA	安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*	約 13kVA	放射線管理設備	約 14kVA	合計	約 60kVA	<p>参考第9.1-1表 緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="719 240 1319 528"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約 206kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む。） （加入 FAX、社内テレビ会議システム等）</td> <td>約 47kVA</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）</td> <td>約 5kVA</td> </tr> <tr> <td>その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）</td> <td>約 106kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 358kVA</td> </tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約 206kVA	照明設備（コンセント負荷含む。） （加入 FAX、社内テレビ会議システム等）	約 47kVA	通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）	約 5kVA	その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）	約 106kVA	合計	約 358kVA	<p>参考第9-1表 緊急時対策所の必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="1352 229 1951 517"> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th colspan="2">負荷容量 (kVA) ※1</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>指揮所</th> <th>待機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>15.1</td> <td>0.7</td> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>LED照明（バッテリー内蔵）</td> </tr> <tr> <td>室内空調設備</td> <td>34.8</td> <td>34.8</td> <td>パッケージエアコン</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td>23.1</td> <td>23.1</td> <td>可搬型新設緊急時対策用空気浄化ファン</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>21.9</td> <td>21.9</td> <td>OA 機器等（予備容量含む）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>97.1</td> <td>70.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 力率 0.8 の場合</p>	負荷名称	負荷容量 (kVA) ※1		備 考	指揮所	待機所	通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備	照明設備	2.2	2.2	LED照明（バッテリー内蔵）	室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン	可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策用空気浄化ファン	その他	21.9	21.9	OA 機器等（予備容量含む）	合計	97.1	70.1		<p>DB/SAに係る内容 【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																								
換気空調設備	約 21kVA																																																								
照明設備（コンセント負荷含む）	約 12kVA																																																								
安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*	約 13kVA																																																								
放射線管理設備	約 14kVA																																																								
合計	約 60kVA																																																								
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																								
換気空調設備	約 206kVA																																																								
照明設備（コンセント負荷含む。） （加入 FAX、社内テレビ会議システム等）	約 47kVA																																																								
通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）	約 5kVA																																																								
その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）	約 106kVA																																																								
合計	約 358kVA																																																								
負荷名称	負荷容量 (kVA) ※1		備 考																																																						
	指揮所	待機所																																																							
通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備																																																						
照明設備	2.2	2.2	LED照明（バッテリー内蔵）																																																						
室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン																																																						
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策用空気浄化ファン																																																						
その他	21.9	21.9	OA 機器等（予備容量含む）																																																						
合計	97.1	70.1																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考表 8.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="107 199 660 327"> <tr> <td></td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> <td>(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約200kVA</td> <td>約6,250kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> </table> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の負荷リストは、参考表 8.1-1 に示すとおり、最大約60kVAであり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備200kVA 1台により給電可能な設計とする。</p> <p>一方、燃料補給時、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を停止する必要があることから、1台追加配備し、速やかに切り替えることが可能な設計とする。</p>		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機	容量	約200kVA	約6,250kVA	電圧	440V	6.9kV	力率	0.8	0.8	<p>参考第9.1-2表 常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="721 226 1319 483"> <tr> <td></td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>緊急時対策所用代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>ガスタービン発電機</td> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>7,625kVA</td> <td>4,500kVA (1台あたり)</td> <td>400kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B</td> <td>2台</td> <td>1台</td> </tr> </table> <p>緊急時対策建屋の負荷リストは、参考第9.1-1表に示すとおり、最大約358kVAであり、非常用ディーゼル発電機2B (7,625kVA)、ガスタービン発電機2台 (4,500kVA (1台あたり))、電源車 (緊急時対策所用) (400kVA) により給電可能な設計としている。</p>		非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備		非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車 (緊急時対策所用)	容量	7,625kVA	4,500kVA (1台あたり)	400kVA	電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV	力率	0.8	0.8	0.85	台数	1台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B	2台	1台	<p>参考第9-2表 常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の主要仕様</p> <table border="1" data-bbox="1350 236 1951 424"> <tr> <td></td> <td>非常用交流電源設備</td> <td colspan="2">代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>緊急時対策所用代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>代替非常用発電機</td> <td>緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>7,000kVA</td> <td>約1,725kVA (1台あたり)</td> <td>約270kVA (1台あたり)</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>6.6kV</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1台 備考：3B-ディーゼル発電機</td> <td>2台</td> <td>8台 (予備を含む)</td> </tr> </table> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の負荷リストは、参考第9-1表に示すとおり、緊急時対策所指揮所で最大約97kVA（うち、3号炉非常用母線から給電する通信連絡設備及び照明設備の合計は約17kVA）、緊急時対策所待機所で最大約70kVAであり、3B-ディーゼル発電機（約7,000kVA）、代替非常用発電機（約1,725kVA）及び緊急時対策所用発電機（約270kVA（1台あたり））により給電可能な設計としている。</p>		非常用交流電源設備	代替交流電源設備			ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備			代替非常用発電機	緊急時対策所用発電機	容量	7,000kVA	約1,725kVA (1台あたり)	約270kVA (1台あたり)	電圧	6.9kV	6.6kV	200V	力率	0.8	0.8	0.8	台数	1台 備考：3B-ディーゼル発電機	2台	8台 (予備を含む)	<p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【女川】記載方針の相違（泊既許可の記載を踏襲）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川は緊急時対策所の建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているが、泊は通信連絡設備用の電源として建屋電源とは別に受電している</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・女川は建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているため、建屋の負荷容量を記載している。泊は、通信連絡設備用として電源を受電しているため、通信連絡設備の負荷容量を記載している</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3③のとおり</p>
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機																																																																	
容量	約200kVA	約6,250kVA																																																																	
電圧	440V	6.9kV																																																																	
力率	0.8	0.8																																																																	
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備																																																																
	非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車 (緊急時対策所用)																																																																
容量	7,625kVA	4,500kVA (1台あたり)	400kVA																																																																
電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV																																																																
力率	0.8	0.8	0.85																																																																
台数	1台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B	2台	1台																																																																
	非常用交流電源設備	代替交流電源設備																																																																	
	ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備																																																																
		代替非常用発電機	緊急時対策所用発電機																																																																
容量	7,000kVA	約1,725kVA (1台あたり)	約270kVA (1台あたり)																																																																
電圧	6.9kV	6.6kV	200V																																																																
力率	0.8	0.8	0.8																																																																
台数	1台 備考：3B-ディーゼル発電機	2台	8台 (予備を含む)																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>また、軽油タンクからタンクローリ(4kL)を用いて、軽油を補給することにより、7日以上 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を運転可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は燃料タンク(990L)を内蔵しており、参考表8.1-1に示す負荷に対して66時間以上連続給電が可能であり、格納容器ベント実施前にあらかじめ給油を行うことにより、格納容器ベント実施後早期に給油が必要となることはない設計とする。</p> <p>なお、給油については、可搬型モニタリング設備及び原子炉格納容器の圧力等を監視し、適切なタイミングで行うこととする。</p> <p>万が一、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が停止した場合、無負荷運転中の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備へ切り替えることにより10時間以上給電可能な設計とする。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の給油タイミングを参考図8.1-1に示す。参考図8.1-2に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備燃料補給作業タイムチャートを示す。</p>	<p>電源車（緊急時対策所用）の燃料系統は、緊急時対策所軽油タンク2基（20kL）、配管等で構成される。緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋内に設置され、重大事故等時に電源車（緊急時対策所用）を用いて緊急時対策建屋に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、緊急時対策所軽油タンク2基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策建屋の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基（合計540kL以上で管理）に備蓄する燃料を、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて、又は燃料タンク（SA）1基（50kL以上で管理）に備蓄する燃料を、可搬型タンクローリーを用いて補給する。ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は、屋外に設置され、重大事故等時に緊急時対策所用発電機を用いて緊急時対策所に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基及び燃料タンク（SA）1基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策所の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 泊は、緊急時対策所軽油タンクに相当する設備はないが、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）に7日間以上の重大事故等対処が可能な備蓄量を確保しており、定期的又はブルーム通過前にタンクローリーを用いて緊急時対策所用発電機に燃料を補給する手順を整備することでブルーム通過時においても燃料を補給せずに運転できる設計としている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉					
【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】					
参考9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の充電器の仕様について					
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備のうち電力保安通信用電話設備（固定電話機）は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流48V）から給電可能な設計とする。					
表16 衛星電話用、端末設備用無停電電源装置等の蓄電池耐量時間					
衛星電話用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間	
衛星電話(固定) (27W×5台)	135W	約610W	1.0kW (1.5kVA)	2時間以上	
緊急時衛星通報システム(衛星設備) (63W×1式)	63W				
衛星電話(可搬)(衛星設備) (412W×1式)	412W				
端末設備用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間	
統合原子力防災ネットワーク(IP電話) (600W×1式)	600W	約2,200W	2.4kW (3.0kVA)	2時間以上	
統合原子力防災ネットワーク(IP-FAX) (860W×1台)	860W				
統合原子力防災ネットワーク(TV会議システム) (300W×1台)	300W				
SPDS表示装置 (90W×2台)	180W				
緊急時衛星通報システム(端末設備)(126W×1式)	126W				
衛星電話(可搬)(端末設備) (132W×1式)	132W				

女川原子力発電所2号炉			
参考10 緊急時対策所の充電器及び通信用電源装置（蓄電池）の仕様について			
緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流125V）及び通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）から給電可能な設計とする。			
a. 充電器（直流125V）の仕様			
蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）		
2,000Ah（1系統あたり）	3時間以上		
充電器（直流125V）から給電可能な設備の負荷			
充電器から給電可能な設備		負荷[A] (1系統あたり)	充電器容量[A] (1系統あたり)
通信連絡設備 インバータ	衛星電話設備（固定型）	約 88.6	450
	無線連絡設備（固定型）		
	衛星保安電話（固定型）		
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信用電源装置		
	テレビ会議システム		
	IP-FAX		
安全パラメータ表示システム (SPDS)	約 73.0		
その他設備		約 153.0	
合計		約 316.6	
各負荷については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。			
b. A系通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）の仕様			
蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）		
800Ah	3時間以上		
A系通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）から給電可能な設備の負荷			
充電器から給電可能な設備	負荷[A]	通信用電源装置容量[A]	
送受話器（ページング）	約 20.0	250	
移動無線設備（固定型）	約 5.0		
その他機器	約 66.0		
合計	約 91.0		
各負荷については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。			

泊発電所3号炉					
参考10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の主要仕様について					
緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、無停電電源から給電可能な設計とする。					
緊急時対策所における通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間を参考第10-1表、参考第10-2表及び参考第10-3表に記載する。					
参考第10-1表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間（1/3）					
無停電電源1（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	
加入電話設備 加入FAX ^{※1}	27.5W	118.4W	408Wh	2時間以上	
電力保安通信用電話設備 保安電話 (FAX)	27.5W				
無線連絡設備 無線連絡設備（固定型）	35.9W				
衛星電話設備 衛星電話設備 (FAX) ^{※1}	27.5W				
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。					
無停電電源2（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	
専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台	16W×3	133.5W	408Wh	2時間以上	
専用電話設備 (FAX) ×3台 ^{※1}	28.5W×3				
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。					
無停電電源3（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	
専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台	16W×3	144.5W	408Wh	2時間以上	
専用電話設備 (FAX) ×3台 ^{※1}	28.5W×3				
通信機器	11W				
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。					
無停電電源4（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電耐量時間	
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（衛星系） ^{※1}	72W	72W	408Wh	2時間以上	
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。					

相違理由

【女川】設計方針の相違
 泊では、無停電電源（UPS）の類、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から、他PWRプラントと同様に「無停電電源」と表記。

【女川】記載方針の相違
 （泊既許可の記載を踏襲）

【女川】記載方針の相違
 （大飯審査実績の反映）

【柏崎】記載方針の相違
 2-3③のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
		<p>参考第10-2表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源5 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1</td> <td>72W</td> <td rowspan="3">116.5W</td> <td rowspan="3">408Wh</td> <td rowspan="3">2時間以上</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 専用電話設備 (固定型)</td> <td>16W</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 (FAX) ※1</td> <td>28.5W</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1</td> <td>72W</td> <td>72W</td> <td>408Wh</td> <td>2時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム</td> <td>231W</td> <td rowspan="2">454W</td> <td rowspan="2">432Wh</td> <td rowspan="2">約1時間</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議用音響設備</td> <td>223W</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム</td> <td>290W</td> <td rowspan="4">536.1W</td> <td rowspan="4">900Wh</td> <td rowspan="4">1時間以上</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所内) 通信機器</td> <td>198W</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム 通信機器</td> <td>20W</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 通信機器</td> <td>11W</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考第10-3表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器</td> <td>108.8W</td> <td rowspan="4">350.8W</td> <td rowspan="4">540Wh</td> <td rowspan="4">1時間以上</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話</td> <td>30W</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備 衛星保安電話</td> <td>20W</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所内) 通信機器</td> <td>192W</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 (充電式電池)</th> <th>消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)</td> <td>65W (送信時)</td> <td>各 63Wh</td> <td>約1時間 (カタログ値: 約1時間半)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※衛星電話設備 (FAX) は端末設備を除く</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 (充電式電池)</th> <th>消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>65W</td> <td>60Wh</td> <td>約1時間</td> </tr> </tbody> </table>	無停電電源5 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	116.5W	408Wh	2時間以上	専用電話設備 専用電話設備 (固定型)	16W	専用電話設備 (FAX) ※1	28.5W	無停電電源6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	72W	408Wh	2時間以上	無停電電源7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約1時間	社内テレビ会議用音響設備	223W	無停電電源8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	290W	536.1W	900Wh	1時間以上	データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	198W	社内テレビ会議システム 通信機器	20W	専用電話設備 通信機器	11W	無停電電源9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1時間以上	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W	電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W	データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	192W	無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)	65W (送信時)	各 63Wh	約1時間 (カタログ値: 約1時間半)	無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	データ表示端末	65W	60Wh	約1時間	
無停電電源5 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	116.5W	408Wh	2時間以上																																																																																			
専用電話設備 専用電話設備 (固定型)	16W																																																																																						
専用電話設備 (FAX) ※1	28.5W																																																																																						
無停電電源6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	72W	408Wh	2時間以上																																																																																			
無停電電源7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約1時間																																																																																			
社内テレビ会議用音響設備	223W																																																																																						
無停電電源8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	290W	536.1W	900Wh	1時間以上																																																																																			
データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	198W																																																																																						
社内テレビ会議システム 通信機器	20W																																																																																						
専用電話設備 通信機器	11W																																																																																						
無停電電源9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1時間以上																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W																																																																																						
電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W																																																																																						
データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	192W																																																																																						
無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																				
衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)	65W (送信時)	各 63Wh	約1時間 (カタログ値: 約1時間半)																																																																																				
無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																				
データ表示端末	65W	60Wh	約1時間																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

【比較のため順番を変更して記載】

参考12. 多様性を確保した通信連絡設備

通信設備（発電所内）は、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業の指示を行うことができるよう、多様性を確保した通信設備を設置又は保管している。

これらの通信設備は、使用場所の状況に応じて使い分けることができる。また、表21に示すとおり、同一の事象によって、通信手段がなくなることがないよう、電源の多様性、通信回線の多様性及び耐震性等についても考慮した設計とする。

表21 多様性を確保した通信連絡設備

使用場所と通信連絡設備		事象		（○：使用可 ×：使用不可）			
使用場所 (A)	通信連絡設備 (A)	使用場所 (B)	通信連絡設備 (B)	全交流動力電源喪失	基準地震動 Se	通信ケーブル断線 (発電所内)	雨・雷・火災
中央制御室	保安電話(固定)	現場(屋内)	保安電話(固定)	×	×	×	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	×	×	×	○
	運転指令設備		運転指令設備	×	×	×	○
中央制御室	保安電話(固定)	現場(屋外)	保安電話(固定)	×	×	×	○ ^{※2}
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	×	×	×	○
	運転指令設備		運転指令設備	×	×	×	○
中央制御室	保安電話(固定)	緊急時対策所	保安電話(固定)	×	×	×	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	×	×	×	○
	運転指令設備		運転指令設備	×	×	×	○
現場(屋内)	保安電話(固定)	現場(屋内)	保安電話(固定)	×	×	×	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	×	×	×	○
	運転指令設備		運転指令設備	×	×	×	○
現場(屋外)	保安電話(固定)	現場(屋外)	保安電話(固定)	×	×	×	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	×	×	×	○
	運転指令設備		運転指令設備	×	×	×	○
緊急時対策所	保安電話(固定)	現場(屋内)	保安電話(固定)	×	×	×	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	×	×	×	○
	運転指令設備		運転指令設備	×	×	×	○
緊急時対策所	保安電話(固定)	現場(屋外)	保安電話(固定)	×	×	×	○ ^{※2}
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	×	×	×	○
	運転指令設備		運転指令設備	×	×	×	○

※1：断線ケーブル断線時は代替ケーブルを接続する。
 ※2：保安電話(携帯)、衛星電話(携帯)は生活防水程度。
 ※3：携行型通話装置を屋外で使用する場合は、防水カバー等により防水対策を施す。

女川原子力発電所2号炉

参考11 多様性を確保した通信回線の容量について

発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第11.1-1表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有している。

参考第11.1-1表 多様性を確保した通信回線の回線容量

通信回線種別	主要設備	必要回線容量 ^{※1}		回線容量
		主要設備	その他 ^{※2}	
電力保安通信用回線	有線系回線 電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FIS端末、FAX) 社内テレビ会議システム	2.3Mbps	313Mbps	329Mbps
	無線系回線 データ伝送設備 (SIPIS伝送装置)	84kbps	-	84kbps
通信事業者回線	有線系回線 電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FIS端末、FAX) データ伝送設備 (SIPIS伝送装置)	1.6Mbps	10Mbps	12Mbps
	無線系回線 加入電話機 加入FAX 電力保安通信用電話設備接続 (災害時優先契約あり)	5回線 4回線 5回線	-	5回線 4回線 5回線
通信事業者回線	有線系回線 加入電話設備 (災害時優先契約あり) 加入FAX 電力保安通信用電話設備接続 (災害時優先契約あり)	15回線 8回線 19回線	-	15回線 8回線 19回線
	無線系回線 衛星電話設備 衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(携帯型)	4回線 4回線 10回線	-	4回線 4回線 10回線
通信事業者回線	有線系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム	32kbps	-	169kbps
	無線系回線 データ伝送設備 (SIPIS伝送装置)	84kbps	-	84kbps
通信事業者回線	有線系回線 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム)	2.3Mbps	-	2.3Mbps
	無線系回線 IP電話 IP-FAX テレビ会議システム	400Mbps 50Mbps 4.9Mbps	-	2.3Mbps
通信事業者回線	有線系回線 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (SIPIS伝送装置)	84kbps	-	84kbps
	無線系回線 IP電話 IP-FAX テレビ会議システム	210Mbps 50Mbps 4.9Mbps	-	2.3Mbps

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。
 ※1：基幹加入電話設備に接続されており、通信事業者回線を經由して発電所外への連絡も可能
 ※2：()は内訳を示す。
 ※3：その他容量は、実用データも含まれていることから、小さな変動の可能性がある。

泊発電所3号炉

参考11 多様性を確保した通信回線の容量について

発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第11-1表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有している。

参考第11-1表 多様性を確保した通信回線の回線容量

通信回線種別	主要設備	必要回線容量		回線容量
		主要設備	その他 ^{※2}	
電力保安通信用回線	有線系回線 電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FIS端末、FAX) データ伝送設備 (発電所外)	64kbps 64kbps 64kbps	64bps×12回線 =768bps	60Mbps
	無線系回線 電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FIS端末、FAX) データ伝送設備 (発電所外)	64kbps 64kbps 64kbps	64bps×12回線 =768bps	20Mbps
通信事業者回線	有線系回線 加入電話設備 (災害時優先契約あり) 加入FAX 電力保安通信用電話設備接続 (災害時優先契約あり)	2回線 1回線 1回線	2回線 1回線 1回線	3回線
	無線系回線 衛星電話設備 衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(携帯型)	10回線 7回線 7回線	10回線 7回線 7回線	10回線
通信事業者回線	有線系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム	10回線 7回線 6Mbps	2回線×7箇所 ×7箇所	10Mbps
	無線系回線 携帯電話 災害時優先契約あり 災害時優先契約なし	-	-	7回線 69回線
通信事業者回線	有線系回線 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム)	400Mbps 50Mbps 4.9Mbps	2.4Mbps× ^{※3}	5Mbps
	無線系回線 IP電話 IP-FAX テレビ会議システム	32kbps/台 50kbps/台 128kbps	210Mbps	384kbps

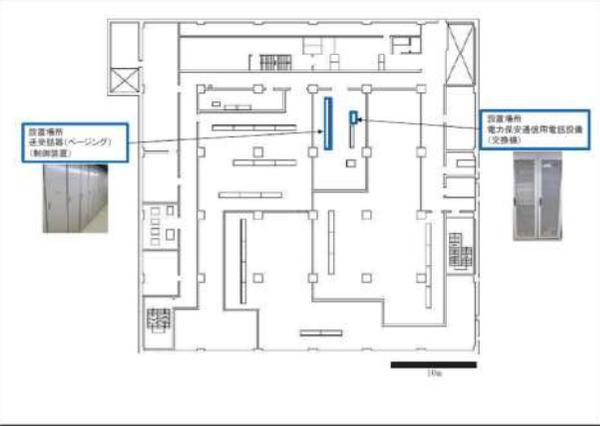
各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

※1：加入電話設備に接続されており、通信事業者回線を經由して発電所外への連絡も可能
 ※2：()は内訳を示す。
 ※3：帯域優先度が低いため、5Mbpsまでの空き帯域で通信する。

相違理由

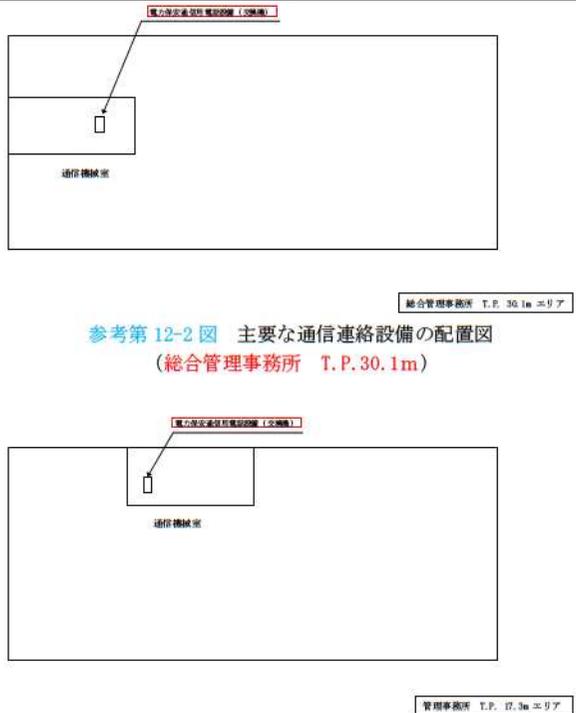
【大飯】記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)
 ・大飯は想定事象別に通信連絡設備の使用可否を整理しているが、泊は通信連絡設備に応じた通信回線の能力を用いて通信可否を判断している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考12 主要な通信連絡設備の配置について</p>  <p>参考第12.1-1図 主要な通信連絡設備の配置図 (制御建屋地上3階 中央制御室及びプロセス計算機室)</p>  <p>参考第12.1-2図 主要な通信連絡設備の配置図 (制御建屋地上2階 通信機械室)</p>	<p>参考12 主要な通信連絡設備の配置について</p>  <p>参考第12-1図 主要な通信連絡設備の配置図 (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m) [] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】建屋設計の相違</p>

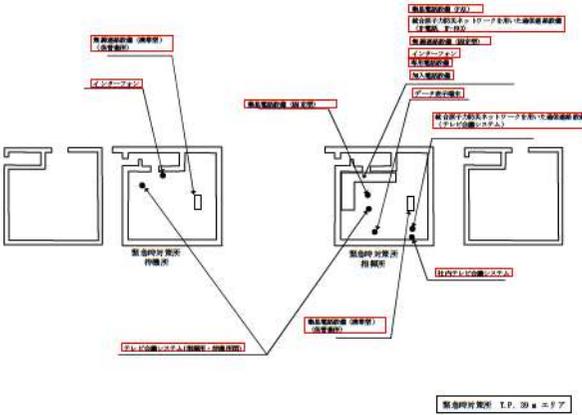
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		 <p>電力保安委員会設置設備（交換機）</p> <p>通信機械室</p> <p>総合管理事務所 T.P. 30.1m エリア</p> <p>参考第 12-2 図 主要な通信連絡設備の配置図 (総合管理事務所 T.P. 30.1m)</p> <p>電力保安委員会設置設備（交換機）</p> <p>通信機械室</p> <p>管理事務所 T.P. 17.3m エリア</p> <p>参考第 12-3 図 主要な通信連絡設備の配置図 (管理事務所 T.P. 17.3m)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

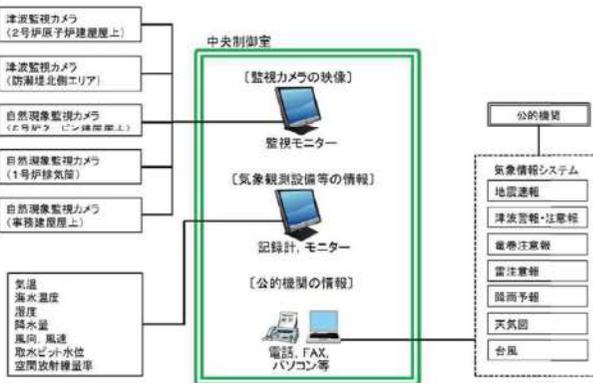
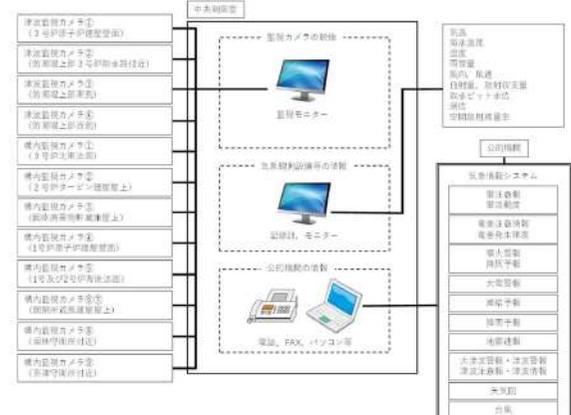
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>参考図 11.1-5 主要な通信連絡設備の配置図（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）</p> <p>枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>	 <p>参考第 12.1-3 図 主要な通信連絡設備の配置図 （緊急時対策建屋地下2階）</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	 <p>参考第 12-4 図 主要な通信連絡設備の配置図 （緊急時対策所）</p>	<p>【女川】建屋設計の相違 【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
	 <p>参考第 12.1-4 図 主要な通信連絡設備の配置図 （緊急時対策建屋地上1階）</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。</p> <p>＜協力会社を含めた通信連絡の整理＞</p> <p>発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイプラント意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。</p> <p>従って、事故等が発生した際においても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。</p> <p>重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員（協力会社含む）、および召集要員（社員）にて対応可能なように体制を整えている。</p> <p>設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一体となり必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。</p> <p>【柏崎羽根6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>重大事故等時におけるプラントメカ及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメカによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるよう、プラントメカとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策本部要員から衛星電話設備（常設）等により直接又は本社を経由してプラントメカによる支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう、協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策本部要員から、衛星電話設備（常設）等により直接又は本社を経由して協力会社による支援を要請する。</p>	<p>参考13 協力会社との通信連絡</p> <p>重大事故等時におけるプラントメカ及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメカによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメカとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由してプラントメカに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から、衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>参考13 協力会社との通信連絡</p> <p>重大事故等時におけるプラントメカ及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、緊急時対策所指揮所内に設置する衛星電話設備（固定型）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメカによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメカとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所指揮所の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由してプラントメカに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所指揮所の発電所対策本部要員から、衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪は参考2に記載</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪では、基本スタンスを記載しその体制を記載している</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、支援を要請するプラントメカ及び協力会社による支援体制から、使用する通信連絡設備を記載している 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考 14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX 等に加えて、中央制御室内の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、東北地区で震度1以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、東北地区沿岸に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第1波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>	<p>参考 14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX 等に加えて、中央制御室内の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、北海道全域で震度1以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、北海道日本海南部に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第1波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>	<p>【女川】観測地区の相違</p> <p>【女川】観測地区の相違</p>
	 <p>参考第 14-1 図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	 <p>参考第 14-1 図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																			
<p>参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度 設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。 通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス（磨耗による部品の交換や注油等）が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。</p> <p>表20 通信連絡設備の点検頻度一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>常時使用による異常検知性 ○：検知可能 △：検知不可</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠隔指令設備</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/6ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故一斉放送装置</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/6ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安連絡用電話設備</td> <td>保安電話（固定）</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1</td> </tr> <tr> <td>保安電話（携帯）</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1</td> </tr> <tr> <td>復旧保安電話</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">衛星電話</td> <td>固定</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飛行空通話装置</td> <td>機内空通話装置</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通話装置用ケーブル</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入電話</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1</td> </tr> <tr> <td>社内TV会議システム</td> <td>○</td> <td>通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1</td> </tr> <tr> <td>無線通話装置</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 通信連絡確認 （定期点検）</td> <td>1回/3ヶ月 （1回/6年）</td> <td>緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/6ヶ月</td> <td>緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">統合電子防犯ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月</td> <td>緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通信システム</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策支援システム（EPRIS）等必要なデータを伝送できる設備</td> <td>△※1</td> <td>外線点検 （機能試験）</td> <td>1回/月 （1回/年）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>安全パラメータ表示システム（EPOS）</td> <td>外線点検 （機能試験）</td> <td>1回/月 （1回/年）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>安全パラメータ伝送システム</td> <td>外線点検 （機能試験）</td> <td>1回/月 （1回/年）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急時対策時に設置している端末、又は防災業務にのみ社内標準に定める資格を対象とする。 ※2：中央制御室等の場合は、遠隔からの運用を行い、点検することによって保全性を確保している。 ※3：故障した場合は、手換と取り替えることにより通信連絡が可能である。 ※4：故障した場合は、適切に連絡を行う。また、衛星電話等による代替が可能である。</p>	主要設備	常時使用による異常検知性 ○：検知可能 △：検知不可	点検内容	点検頻度	備考	遠隔指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回/6ヶ月		事故一斉放送装置	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/6ヶ月		電力保安連絡用電話設備	保安電話（固定）	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1	保安電話（携帯）	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1	復旧保安電話	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/年		衛星電話	固定	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/月		携帯	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		可搬	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		トランシーバー	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		飛行空通話装置	機内空通話装置	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		通話装置用ケーブル	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		インターフォン	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		加入電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1	携帯電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1	社内TV会議システム	○	通信連絡確認	1回/年	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1	無線通話装置	△※1	外線点検 通信連絡確認 （定期点検）	1回/3ヶ月 （1回/6年）	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1	加入ファクシミリ	○	外線点検 通信確認	1回/6ヶ月	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1	統合電子防犯ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/月		IP電話	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/月	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1	IP-FAX	△※1	外線点検 通信確認	1回/月		緊急時衛星通信システム	△※1	外線点検 通信確認	1回/月		緊急時対策支援システム（EPRIS）等必要なデータを伝送できる設備	△※1	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）			○	安全パラメータ表示システム（EPOS）	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）			○	安全パラメータ伝送システム	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）		<p>別添資料にて比較</p>	<p>別添資料にて比較</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊は点検項目及び点検頻度について別添資料「泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備別添第1表」にて記載</p>
主要設備	常時使用による異常検知性 ○：検知可能 △：検知不可	点検内容	点検頻度	備考																																																																																																																																		
遠隔指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回/6ヶ月																																																																																																																																			
事故一斉放送装置	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/6ヶ月																																																																																																																																			
電力保安連絡用電話設備	保安電話（固定）	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1																																																																																																																																	
	保安電話（携帯）	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1																																																																																																																																	
	復旧保安電話	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/年																																																																																																																																		
衛星電話	固定	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/月																																																																																																																																		
	携帯	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																																		
	可搬	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																																		
トランシーバー	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																																			
飛行空通話装置	機内空通話装置	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																																		
	通話装置用ケーブル	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																																		
インターフォン	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																																			
加入電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1																																																																																																																																		
携帯電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1																																																																																																																																		
社内TV会議システム	○	通信連絡確認	1回/年	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1																																																																																																																																		
無線通話装置	△※1	外線点検 通信連絡確認 （定期点検）	1回/3ヶ月 （1回/6年）	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1																																																																																																																																		
加入ファクシミリ	○	外線点検 通信確認	1回/6ヶ月	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1																																																																																																																																		
統合電子防犯ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/月																																																																																																																																		
	IP電話	△※1	外線点検 通信連絡確認	1回/月	緊急時対策時の機能に係る端末のみ※1																																																																																																																																	
	IP-FAX	△※1	外線点検 通信確認	1回/月																																																																																																																																		
緊急時衛星通信システム	△※1	外線点検 通信確認	1回/月																																																																																																																																			
緊急時対策支援システム（EPRIS）等必要なデータを伝送できる設備	△※1	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）																																																																																																																																			
	○	安全パラメータ表示システム（EPOS）	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）																																																																																																																																		
	○	安全パラメータ伝送システム	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

参考 11. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類

緊急時対策所で事故状態等の把握に必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要であるため、緩和設備として整理する。

緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置している。

これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止・緩和以外の設備として整理する。

なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。

設備分類整理について、概要を図11～13に示す。

赤実線枠の範囲(A)：発電所内にて使用するデータ伝送設備(発電所内)の範囲
 →緩和設備として整理
 青実線枠の範囲(B)：発電所外にて使用するデータ伝送設備(発電所外)の範囲
 →防止・緩和以外の設備として整理

図11 データ伝送設備の設備分類概要図

図12 データ伝送設備（発電所内）の設備分類概要図

女川原子力発電所2号炉

参考 15. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類

緊急時対策所で事故状態等の把握に必要な事故時パラメータを伝送する設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要であるため、緩和設備として整理する。

緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを設置している。

これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止でも緩和でもない設備として整理する。

なお、データ収集計算機は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。

設備分類整理について、概要を参考第15-1図、参考第15-2図及び参考第15-3図に示す。

赤実線枠の範囲(A)：データ伝送設備（発電所内）の範囲
 →緩和設備として整理
 青実線枠の範囲(B)：データ伝送設備（発電所外）の範囲
 →防止でも緩和でもない設備として整理

参考第15-1図 データ伝送設備の設備分類概要図

参考第15-2図 データ伝送設備（発電所内）の設備分類概要図

泊発電所3号炉

相違理由

【女川】記載方針の相違
 ・記載の充実
 （女川に記載がないため、大飯との相違識別）

【大飯】表現の相違
 大飯：データ、泊：事故時パラメータ

【大飯】記載方針の相違
 ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない

（女川に記載がないため、大飯との相違識別）

【大飯】記載表現の相違
 大飯：防止・緩和以外の設備、泊：防止でも緩和でもない設備

参考 15. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類

緊急時対策所で事故状態等の把握に必要な事故時パラメータを伝送する設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要であるため、緩和設備として整理する。

緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを設置している。

これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止でも緩和でもない設備として整理する。

なお、データ収集計算機は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。

設備分類整理について、概要を参考第15-1図、参考第15-2図及び参考第15-3図に示す。

赤実線枠の範囲(A)：データ伝送設備（発電所内）の範囲
 →緩和設備として整理
 青実線枠の範囲(B)：データ伝送設備（発電所外）の範囲
 →防止でも緩和でもない設備として整理

参考第15-1図 データ伝送設備の設備分類概要図

参考第15-2図 データ伝送設備（発電所内）の設備分類概要図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3/4号炉の通信設備の構成図。サーバー、ルーター、通信線などが示されています。赤、青、緑の線で設備や接続が区別されています。</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤線：設備、運用又は体制の相違 青線：記載箇所又は記載内容の相違 緑線：記載表現、設備名称の相違 <p>※「火防線」を示すのは、緊急時に消火活動にシステムを停止させないための措置です。</p>		<p>泊発電所3号炉の通信設備の構成図。サーバー、ルーター、通信線などが示されています。赤、青、緑の線で設備や接続が区別されています。</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤線：設備、運用又は体制の相違 青線：記載箇所又は記載内容の相違 緑線：記載表現、設備名称の相違 <p>※「火防線」を示すのは、緊急時に消火活動にシステムを停止させないための措置です。</p>	<p>相違理由</p>

図13 データ伝送設備（発電所外）の設備分類概要図

参考第15-3図 データ伝送設備（発電所外）の設備分類概要図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考13. トランシーバーの仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、緊急安全対策要員が屋外で相互に通信連絡するためにトランシーバーを使用する。</p> <p>トランシーバーは、デジタル簡易無線局として登録申請したものを、出力5W（1Wへの切替可能）、周波数350MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば約1km～4km（メーカーカタログ値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは30チャンネルあり、用途に応じて使い分けることができる。</p> <p>トランシーバーの電源は、付属の充電式のほかに乾電池で使えるよう、乾電池ケースを準備しており、乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>		<p>参考16 無線連絡設備（携帯型）の主要仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、発電所災害対策要員が屋外で相互に通信連絡するために無線連絡設備（携帯型）を使用する。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、デジタル簡易無線局として登録申請した出力5W（1Wへの切替可能）/周波数350MHz帯の無線機、業務用無線機として免許申請した出力1W/周波数400MHz帯の無線機及び特定小電力トランシーバとして免許・登録が不要な出力10mW以下・周波数400MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば、デジタル簡易無線局は約1～4km、業務用無線機は約3km、特定小電力トランシーバは約2km（メーカーカタログ値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは、デジタル簡易無線局は30チャンネル、業務用無線機は1チャンネル、特定小電力トランシーバは20チャンネルあり、用途に応じて使い分ける事ができる。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の電源は、付属の充電式電池又は乾電池を使用することができ、乾電池を使用するものについては乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大阪】記載方針の相違 泊は通信規格及び機種が3種類あるため、仕様を個別に記載した。 【大阪】設計方針の相違 ・大阪で採用しているデジタル簡易無線局の他、業務用無線機および特定小電力トランシーバも使用する。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 泊は通信規格及び機種が3種類あるため、性能を個別に記載した。 【大阪】設計方針の相違 ・大阪で採用しているデジタル簡易無線局の他、業務用無線機および特定小電力トランシーバも使用する。</p> <p>【大阪】記載表現の相違 大阪：充電式電池 泊：充電式電池 【大阪】記載方針の相違 ・無線機の相違により、大阪は乾電池ケースが必要となるが、泊は乾電池ケースを必要としない。 【大阪】記載方針の相違 泊は無線機が3種類あるため、「乾電池を使用するものについては」と記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<p>参考17 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <p>可搬型の通信連絡設備に対し、それぞれが故障した場合においても使用可能なよう、参考第17-1表のとおり、必要台数と同数又は同数以上の数量の予備機を保有する方針とする。</p> <p>参考第17-1表 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <table border="1" data-bbox="1350 400 1944 1137"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>用途</th> <th>必要台数</th> <th>予備機保有台数</th> <th>配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">無線電話設備 (携帯型)</td> <td>可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td rowspan="4">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。</td> </tr> <tr> <td>給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">無線連絡設備 (携帯型)</td> <td>ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> <td rowspan="4">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">携帯型通信装置</td> <td>放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td rowspan="3">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)</td> </tr> <tr> <td>ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 必要台数、予備機保有台数については、訓練の評価結果などを踏まえ見直すことがある。</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備ではないが、緊急時対策所において事故状態等の把握や重大事故等の対処に必要な情報を収集できるよう、データ伝送設備（発電所内）としてデータ表示端末を緊急時対策所指揮所に常設している。データ表示端末1台により緊急時対策所において必要となる情報収集機能は確保されるものの、設備の保守や故障等によりその機能が失われることを防ぐため、予備3台を含めた全4台を常設している。</p>	主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方	無線電話設備 (携帯型)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	1	1	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	無線連絡設備 (携帯型)	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	2	2	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	7	9	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	携帯型通信装置	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	1	1	<p>【大飯】【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年度ヒアリングコメントの反映（記載の充実） <p>SAに係る内容（当ページ）</p>
主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方																																											
無線電話設備 (携帯型)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。																																											
	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	1	1																																												
	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
無線連絡設備 (携帯型)	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)																																											
	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	2	2																																												
	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	7	9																																												
	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
携帯型通信装置	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)																																											
	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2																																												
	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	1	1																																												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（別添資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">大阪発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 通信連絡設備</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 通信連絡設備</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 通信連絡設備</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p>

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p align="center">第35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 1. 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を確保しなければならない。 2. 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる。 3. 発電所外の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。 4. 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源に接続する。</p> <p>【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ② 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる。 ③ 発電所外の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。 ④ 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源に接続する。</p>	<p align="center">35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 1. 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を確保しなければならない。 2. 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる。 3. 発電所外の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。 4. 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源（充電器等を含む）に接続する。</p> <p>【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ② 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる。 ③ 発電所外の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。 ④ 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源（充電器等を含む）に接続する。</p>	<p align="center">35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 1. 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を確保しなければならない。 2. 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる。 3. 発電所外の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。 4. 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源に接続する。</p> <p>【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ② 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる。 ③ 発電所外の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。 ④ 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源に接続する。</p>	<p>【大飯】【女川】 記載表現の相違</p> <p>DBに係る内容（当ページ）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

設置許可基準対象本文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・通報装置設備(1, 2号) ・事故一斉放送装置 ・電力保安通信用電話設備 (保安電話(固定)、保安電話(携帯)) ・旅行型通話装置 (携帯) ・無線電話(固定) ・無線電話(携帯) ・無線移動電話機 ・インフラストラクチャー (SPDS) ・安全パラメータ表示システム (SPDS表示装置)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・警報装置及び通信設備(発電所内)の操作手順 ・警報装置及び通信設備(発電所内)(特定使用者なし) ・保安室所による点検、修繕(電気修繕、所長室、計表修繕、燃料修繕管理) ・警報装置、通信設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所内)の点検 ・故障時の補修 ・通信連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練
	(発電所外) ・加入電話 ・機内電話 ・電力保安通信用電話設備 (保安電話(固定)、保安電話(携帯)、衛星保安電話) ・衛星電話(可搬) ・社内TV会議システム ・衛星電話(固定) ・衛星電話(携帯) ・無線通話装置 ・緊急時衛星通話システム ・統合原子力防災ネットワーク に接続する通信連絡設備 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・安全パラメータ伝送システム	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・通信設備(発電所外)の操作手順 ・安全パラメータ表示システム(SPDS)及び安全パラメータ伝送システムの点検時の手順 ・通信設備(発電所外)の操作(特定使用者なし) ・保安室所による点検、修繕(電気修繕、所長室、計表修繕、燃料修繕管理) ・通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)の定期点検 ・故障時の補修

別添35-2

女川原子力発電所2号炉

設置許可基準対象本文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・送受話器(ページング) (警報装置を含む。) ・電力保安通信用電話設備 ・移動無線設備 ・旅行型通話装置 ・無線連絡設備 ・衛星電話設備 ・安全パラメータ表示システム (SPIS)	運用・手順	・使用者を特定せず、通信連絡設備が使用できるような通信連絡設備の操作手順を定める。
		体制	・通信連絡設備の操作 ・各主管グループによる点検並びに補修
		保守・点検	・定期試験(点検)については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修
		教育・訓練	・通報連絡に関する訓練
		運用・手順	・使用者を特定せず、通信連絡設備が使用できるような通信連絡設備(発電所外)の操作手順を定める。
		体制	・通信連絡設備(発電所外)の操作 ・各主管グループによる点検並びに補修
第35条 通信連絡設備	(発電所外) ・電力保安通信用電話設備 ・社内テレビ会議システム ・局線加入電話設備 ・専用電話設備(地方公共団体向ホットライン) ・衛星電話設備 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・データ伝送設備	保守・点検	・定期試験(点検)については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修
		教育・訓練	・通報連絡に関する訓練
		教育・訓練	・通報連絡に関する訓練

泊発電所3号炉

設置許可基準対象本文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・通報装置設備 (警報装置を含む。) ・電力保安通信用電話設備 ・無線通話装置 ・旅行型通話装置 ・無線連絡設備 ・衛星電話設備 ・データ伝送設備 (データ収集計算機 ・データ表示端末)	運用・手順	・警報装置及び通信連絡設備(発電所内)の操作手順(特定使用者なし) ・データ伝送設備(発電所内)の操作手順(特定使用者なし)
		体制	・警報装置及び通信連絡設備(発電所内)の操作(特定使用者なし) ・各主管室による点検及び補修
		保守・点検	・定期試験(点検)については、表2のとおり。 ・警報装置及び通信連絡設備(発電所内)の点検 ・データ伝送設備(発電所内)の点検 ・故障時の補修
		教育・訓練	・通報連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の対応手順に関する訓練
		運用・手順	・通信連絡設備(発電所外)の操作手順(特定使用者なし) ・データ伝送設備(発電所外)の操作手順(特定使用者なし)
		体制	・通信連絡設備(発電所外)の操作(特定使用者なし) ・各主管室による点検及び補修
第35条 通信連絡設備	(発電所外) ・加入電話設備 ・専用電話設備 ・電力保安通信用電話設備 ・社内テレビ会議システム ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	保守・点検	・警報装置及び通信連絡設備(発電所外)の点検 ・データ伝送設備(発電所外)の点検 ・故障時の補修
		教育・訓練	・通報連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の対応手順に関する訓練
		教育・訓練	・通報連絡に関する訓練

表1 運用、手順に係る対策等(設計基準)

相違理由
 【大飯】【女川】
 女川及び泊の他条文との整合(記載統一)

DBに係る内容(当ページ)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉

設置許可基準対象文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系回線、無線系回線) ・通信事業者回線 (有線系回線、衛星系回線)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・監視箇所による監視 ・補修箇所による補修 (電気保修課) ・常時監視 ・故障時の補修
	・非常用所内電源及び無停電電源	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・補修箇所による補修 (電気保修課) ・点検 ・故障時の補修
第35条 通信連絡設備	・定期点検 ・常時監視	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・通信設備 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 ・統合原子力防災ネットワークの異常時の対応手順 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムの異常時の対応手順
	・非常用ディーゼル発電機 ・通信用電源装置 (蓄電池) ・125V 充電器 (125V 蓄電池) ・充電式電池 ・乾電池	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・監視 (発電室、電気保修課、計装保修課) ・補修箇所による点検 (電気保修課、計装保修課、放射線管理課) ・異常時の対応手順に関する訓練

別添 35-3

女川原子力発電所2号炉

設置許可対象文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検	— ・各主管グループによる点検 ・通信連絡設備の定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 — — — ・各主管グループによる点検並びに補修 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池については、通信連絡設備の定期試験 (点検) 時に併せて確認する。定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修
	・非常用ディーゼル発電機 ・通信用電源装置 (蓄電池) ・125V 充電器 (125V 蓄電池) ・充電式電池 ・乾電池	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— — — ・専用通信回線、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の異常時における対応手順 ・各主管グループによる点検並びに補修 ・定期試験 (試験) については、別添第1表のとおり。

泊発電所3号炉

設置許可基準対象文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・監視箇所による監視 ・各主管課による点検 ・常時監視 ・故障時の補修 ・通信連絡設備の定期試験 (点検) については、表2のとおり。
	・ディーゼル発電機 ・通信用電源装置 (蓄電池) ・運転指令伝送回線 (蓄電池) ・無停電電源 ・充電式電池 ・乾電池	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— — — ・各主管課による点検 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池については、通信連絡設備の定期試験 (点検) 時に併せて確認する。定期試験については、表2のとおり。 ・故障時の補修
第35条 通信連絡設備	・定期点検 ・常時監視	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— — — ・専用通信回線、通信連絡設備 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 ・各主管課による点検、保修及び監視 ・各主管課による補修 ・定期試験 (点検) については、表2のとおり。 ・異常時の対応手順に関する訓練

相違理由

【大阪】【女川】
 記載表現の相違
 DBに係る内容 (当ページ)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備 (別添資料)

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため転載】

参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度
 設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。
 通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス（磨耗による部品の交換や注油等）が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。

表20 通信連絡設備の点検頻度一覧

主要設備	常時使用による異常検知性 (○: 検知可能、×: 検知不可)	点検内容	点検頻度	備考
運転指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回/6ヶ月	
事故一斉放送装置	× ^{※1}	外線点検 通信連絡確認	1回/6ヶ月	
電力保安通信用電話設備	保安電話(固定)	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
	保安電話(携帯)	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
衛星保安電話	衛星保安電話	外線点検 通信連絡確認	1回/年	
	固定	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
衛星電話	携帯	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
	可搬	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
トランシーバー	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
携行型連絡装置	携行型連絡装置	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
	連絡装置用ケーブル	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
インターフォン	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
加入電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
携帯電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
社内TV会議システム	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
無線連絡装置	無線連絡装置	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月 (1回/5年)	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
	加入ファクシミリ	○	外線点検 通信連絡確認	1回/6ヶ月
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡装置	TV会議システム	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
	IP電話	外線点検 通信連絡確認	1回/月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
緊急時衛星連絡システム	IP-FAX	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
	SPDS表示装置	外線点検 通信連絡確認	1回/月 (1回/年)	
緊急時対策支援システム(ERSS)等必要なデータを送受信できる設備	安全パラメータ表示システム(SPDS)	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)	
	安全パラメータ伝送システム	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)	

※1: 緊急時対策所に設置している端末、又は防災業務にかかる社内標準に定める資機材を対象とする。
 ※2: 中央制御室等の端末は、通常時から使用しており、通話することで健全性を確認している。
 ※3: 故障した場合は、手動で取り替えることにより通信連絡が可能である。
 ※4: 故障した場合は、適切に補修を行う。また、衛星電話等による代替が可能である。

別添第1表 通信連絡設備（設計基準）における点検項目並びに点検頻度

設計基準事故対象設備	点検項目	点検頻度
送受話器(ページング) (警報装置を含む。)	ハンドセット、 スピーカ	外観点検 機能確認 1回/年
電力保安通信用 電話設備	固定電話機	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月 ^{※1}
	PBS 端末	
	FAX	
衛星保安電話(固定型)		
社内テレビ会議システム		外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
携行型通話装置		外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
衛星電話設備	衛星電話設備(固定型)	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	衛星電話設備(携帯型)	
移動無線設備	移動無線設備(固定型)	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	移動無線設備(車載型)	
無線連絡設備	無線連絡設備(固定型)	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	無線連絡設備(携帯型)	
安全パラメータ 表示システム (SPDS)	データ収集装置	外観点検 機能確認 1回/年
	SPDS 伝送装置	
局線加入電話設備	SPDS 表示装置	
	加入電話機	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
専用電話設備	加入FAX	
	専用電話設備(地方公共団体用ホットライン)	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
統合原子力防災ネット ワークを用いた通信連 絡設備	テレビ会議システム	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	IP 電話	
	IP-FAX	
データ伝送設備	SPDS 伝送装置	外観点検 機能確認 1回/年

※1: 緊急時対策所に設置している端末を対象とする。中央制御室等に設置している端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行う。

表20 通信連絡設備（設計基準）における点検項目及び点検頻度

主要設備	点検頻度	点検内容	備考
運転指令設備	1回/年	外観点検、通信通話確認	
電力保安通信用 電話設備	1回/年	保安電話(固定)	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
		保安電話(携帯)	
		衛星保安電話	
無線連絡設備	無線連絡設備(固定型)	1回/年	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
	無線連絡設備(携帯型)	1回/年	
携行型通話装置	1回/年	外観点検、通信通話確認	
衛星電話設備	衛星電話設備(固定型)	1回/年	外観点検、通信通話確認
	衛星電話設備(携帯型)	1回/年	外観点検、通信確認
移動無線設備	1回/3ヶ月	外観点検、通信通話確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
	1回/5年	定期点検	
加入電話設備	加入電話機	1回/年	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
	加入FAX	1回/6ヶ月	外観点検、通信確認
携帯電話	1回/年	外観点検、通信通話確認	
専用電話設備	専用電話設備(固定型)	1回/年	外観点検、通信通話確認
	専用電話設備(FAX)	1回/年	外観点検、通信確認
統合原子力防災 ネットワークを用いた通信連絡 設備	IP 電話	1回/年	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
	IP-FAX	1回/年	外観点検、通信確認
社内テレビ会議システム	1回/年	外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
データ伝送設備 (発電所内)	データ表示端末	-	外観点検(1回/月) 機能試験(1回/年)
	データ収集計算機	-	外観点検(1回/月) 機能試験(1回/年)
データ伝送設備 (発電所外)	ERSS 伝送サーバ	-	外観点検(1回/月) 機能試験(1回/年)

※1 緊急時対策所に設置している端末又は防災業務に係る社内標準に定める資機材を対象とする。中央制御室等の端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行っている。

【大阪】記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)
 大阪では点検項目及び点検頻度について参考資料(参考10)にて記載
 【女川】記載表現の相違
 DBに係る内容(当ページ)

【大阪】記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)
 大阪は保安規定のサーベイランスとしての点検頻度を記載。泊は女川同様点検計画の頻度について記載。

泊発電所3号炉
前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト
DB

令和5年12月22日

北海道電力株式会社

目次

条文	通しページ
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部事象)	1
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)	4
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)	7
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山)	9
第 8 条 火災による損傷の防止	11
第 9 条 溢水による損傷の防止等	13
第 11 条 安全避難通路等	14
第 12 条 安全施設	15
第 14 条 全交流動力電源喪失対策設備	21
第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	22
第 17 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	23
第 24 条 安全保護回路	24
第 26 条 原子炉制御室等	25
第 31 条 監視設備	27
第 33 条 保安電源設備	32
第 34 条 緊急時対策所	33
第 35 条 通信連絡設備	37

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 17. 0)	6条(外事)-3	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：ロ 発電用原子炉施設の一般構造 新：ロ 発電用原子炉施設の一般構造	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 16. 0)	6(外事)-3	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 17. 0)	6条(外事)-10	以下の記載を削除した。（下線部参照） 旧：1. 1. 1. 4 外部からの衝撃による損傷の防止 (3) その他の主要な構造 新：1. 1. 1. 4 外部からの衝撃による損傷の防止	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 16. 0)	6(外事)-8	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 17. 0)	6条(外事)-10	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：自然事象 新：自然現象	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 16. 0)	6(外事)-8	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 17. 0)	6条(外事)-13	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：消防法 新：「消防法」	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 16. 0)	6(外事)-11	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.16.0)	6条(外事)-22	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 泊発電所周辺の地滑り地形は第1.12.1.1図, 土石流危険区域は第1.12.1.2図, 急傾斜地崩壊危険箇所は第1.12.1.3図に示すとおり, 新: 泊発電所周辺の地滑り地形は第1.10.1図, 土石流危険区域は第1.10.2図, 急傾斜地崩壊危険箇所は第1.10.3図に示すとおり,	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.17.0)	6(外事)-21	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.16.0)	とりまとめた資料-2	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.17.0)	6条(外事)-30, 31	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 第1.12.1.1図 泊発電所周辺の地滑り地形位置図 第1.12.1.2図 泊発電所周辺における土石流危険区域 及び土石流危険渓流位置図 第1.12.1.3図 泊発電所周辺の急傾斜地崩壊危険箇所位置図 新: 第1.10.1図 泊発電所周辺の地滑り地形位置図 第1.10.2図 泊発電所周辺における土石流危険区域 及び土石流危険渓流位置図 第1.10.3図 泊発電所周辺の急傾斜地崩壊危険箇所位置図	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.16.0)	6(外事)-29, 30	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.17.0)	6条(外事)-31	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 1.10 参考文献 新: 1.11 参考文献	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.16.0)	6(外事)-30	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.17.0)	6条(外事)-36	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 注 露場標高33.4m (1989年9月までは, 15.8m) 新: 注 露場標高33.4m (1989年9月までは15.8m)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 16. 0)	6(外事)-33	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 17. 0)	6条(外事)-58	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：6. <u>6</u> 参考文献 新：6. <u>7</u> 参考文献	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 16. 0)	6(外事)-54	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 16. 0)	6条(外事)-別添-補足8-2	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：今回，地すべり発生時の評価実施 新：今回，地溜り発生時の評価実施	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 17. 0)	6(外事)-別添-補足8-1	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T r. 12.0）	6条（竜巻）-3, 4	第6条（その他外部事象）と整合し、「(1) 位置、構造及び設備」の記載について、以下のとおり適正化しました。（下線部見直し） （旧）（i）本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 （新）（i）本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針の基に安全設計を行う。 （旧）「・・・それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、・・・」 （新）「・・・それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して・・・」 （旧）「・・・安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。」 （新）「・・・安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設、設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。」	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r. 11.0）	6竜巻-4, 5	同上 また、女川との相違理由として、記載表現の相違であることを追加しました。（大飯との相違理由は削除）	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T r. 12.0）	6条（竜巻）-22	「(2) 安全設計方針」の記載について、以下のとおり「第1.8.2.1図 竜巻飛来物防護対策設備概念図」の呼び込み記載を追加し適正化しました。（下線部追加） （旧）「・・・外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻防護対策等を第1.8.2.4表に示す。」 （新）「・・・外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻防護対策等を第1.8.2.4表に、 <u>竜巻飛来物防護対策設備概念図を第1.8.2.1図に示す。</u> 」	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r. 11.0）	6竜巻-42	同上 また、女川との相違理由として、大飯審査実績の反映であることを追加しました。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T r. 12.0）	6条（竜巻）-29	「第1.8.2.2表 設計竜巻から防護する評価対象施設及び竜巻防護対策等（3/3）」における「安全評価上その機能に期待する構築物等（タービン保安装置及び主蒸気止め弁）」に対する「防護設備（外殻となる施設）」欄の記載について、以下のとおり適正化しました。（タービン保安装置等を内包するタービン建屋は設計竜巻に対する防護機能は期待できないことから当該記載削除） （旧）・施設を内包する施設 （新）－	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） (DB062T-9 r. 11.0)	6竜巻-56	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） (DB062T r. 12.0)	6条(竜巻)-33	第6条（その他外部事象）と整合し、「(3) 適合性説明」の記載について、以下のとおり適正化しました。（下線部見直し） （旧）「・・・設計竜巻の最大風速100m/s による風圧力による荷重，気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対し安全機能を損なわないために，・・・」 （新）「・・・設計竜巻の最大風速100m/s による風圧力による荷重，気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対し <u>安全機能を損なわないために，・・・</u> 」 （旧）「固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し，安全施設が安全機能を損なわない <u>ために，・・・</u> 」 （新）「固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し，安全施設が安全機能を損なわ <u>ないように，・・・</u> 」	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） (DB062T-9 r. 11.0)	6竜巻-60	同上 また，大飯及び女川との相違理由として，記載表現の相違であることを追加しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） (DB062T r. 12. 0)	6条(竜巻)-別添1-添付1. 2-14, 15	第12条（安全施設）と整合し、「第1表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果」の構築物、系統又は機器に係る記載について、以下のとおり適正化しました。（下線部見直し） (旧) 加圧器逃がし弁元弁（閉時能） (新) 加圧器逃がし弁元弁（閉機能） (旧) 計装配管、及び弁 (新) 計装配管、弁 (旧) (液体廃棄物処理系（加圧器逃がしタンク、格納容器サンプ、廃液貯蔵ピット、冷却材貯蔵タンク、格納容器冷却材ドレンタンク、補助建屋サンプタンク、洗浄排水タンク、 <u>洗浄排水蒸発装置</u> 、 <u>洗浄排水蒸留水タンク</u> 、 <u>洗浄排水濃縮廃液タンク</u> 、 <u>洗浄排水濃縮廃液移送容器</u> 、 <u>廃液蒸留水タンク</u> 、 <u>酸液ドレンタンク</u> 、 <u>濃縮廃液タンク</u> ）) (新) 液体廃棄物処理設備（加圧器逃がしタンク、格納容器サンプ、廃液貯蔵ピット、冷却材貯蔵タンク、格納容器冷却材ドレンタンク、補助建屋サンプタンク、洗浄排水タンク、 <u>洗浄排水蒸留水タンク</u> 、 <u>洗浄排水濃縮廃液タンク</u> 、 <u>廃液蒸留水タンク</u> 、 <u>酸液ドレンタンク</u> 、 <u>濃縮廃液タンク</u> ） (旧) (固体廃棄物処理設備（使用済樹脂貯蔵タンク、固体廃棄物貯蔵庫、 <u>ペイラ</u> 、 <u>雑固体焼却設備</u> ）) (新) 固体廃棄物処理設備（使用済樹脂貯蔵タンク、固体廃棄物貯蔵庫） (旧) 給水設備（電動主給水ポンプ、タービン動主給水ポンプ、給水加熱器、配管、 <u>弁</u> ） (新) 給水設備（電動主給水ポンプ、タービン動主給水ポンプ、給水加熱器、配管、 <u>弁</u> ）	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） (DB062T-9 r. 11. 0)	6竜巻-別添1-添付1. 2-13, 14	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F r. X. Y)	6条 (外火) -3	記載の適正化 (旧) □ 発電用原子炉施設の一般構造 (新) □ 発電用原子炉施設の一般構造	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r. X. Y)	6外火-3	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F r. X. Y)	6条 (外火) -3, 38, 39	記載の適正化 (旧) ~施設又は設備等~ (新) ~施設、設備等~	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r. X. Y)	6外火-3, 42, 43	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F r. X. Y)	6条 (外火) -15	記載の適正化 (旧) 【別添1(2.2.2.3)】 (新) 【別添1(2.2.2.2、2.2.2.3)】	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r. X. Y)	6外火-17	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F r. 15. 0)	6条 (外火) -23 6条 (外火) -別添1-添付8-3	記載の適正化 (旧) 格納容器 (新) 原子炉格納容器	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r. 15. 0)	6外火-29 6外火-別1-添付8-3	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r. 15. 0)	6条(外火)-38	条文内整合による記載の適正化 (旧) ~ 「寿都特別地域気象観測所」で観測された過去の記録並びに 「小樽特別地域気象観測所」で~ (新) ~ 寿都特別地域気象観測所で観測された過去の記録並びに 小樽特別地域気象観測所で~	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r. 15. 0)	6外火-42	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r. 15. 0)	6条(外火)-38	記載の適正化 (旧) ~, 安全施設が安全機能を損なわれることはない。 (新) ~, 安全機能が損なわれることはない。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r. 15. 0)	6外火-42	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r. 15. 0)	6条(外火)-40	記載の適正化 (旧) 2. 2 最寄りの気象官署の資料による一般気象 (新) 2. 2 最寄りの気象官署等の資料による一般気象	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r. 15. 0)	6外火-45	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r. 15. 0)	6条(外火)-別添1-添付1-15	12条(安全施設)の整理結果を踏まえて, 第1-3表 外部事象防護対象施設の抽出結果(7/9)の修正	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r. 15. 0)	6外火-別1-添付1-13	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r. 15. 0)	6条(外火)-別添1-添付6-49	記載の適正化 (旧) ~, 3号炉油計量タンクが空の状態(0m ³)~ (新) ~, 3号炉油計量タンクが空の状態(0kL)~	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r. 15. 0)	6外火-別1-添付6-60	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r. 14. 0)	6条(火山)-12	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：建築基準法 新：「 <u>建築基準法</u> 」	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r. 14. 0)	6(火山)-13	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r. 14. 0)	6条(火山)-15 6条(火山)-別添1-38 6条(火山)-別添1-43 6条(火山)-個別7-1 6条(火山)-個別7-2	以下の記載について修正した。（下線部参照） 旧：安全補機閉閉器室空調装置及び原子炉補助建屋空調装置にて空調管理されており… 新：安全補機閉閉器室空調装置（上流に設置されている原子炉補助建屋空調装置含む）にて空調管理されており	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r. 14. 0)	とりまとめた資料-4 6(火山)-17 6(火山)-別添1-44 6(火山)-別添1-51 6(火山)-個別7-1 6(火山)-個別7-2	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r. 14. 0)	6条(火山)-15, 18 6条(火山)-別添1-38, 40	以下の記載について修正した。（下線部参照） 旧：仮に室内に侵入した場合でも <u>降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</u> 新：仮に室内に <u>極めて細かな粒子が侵入しても、微量である。</u>	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r. 14. 0)	6(火山)-17, 21 6(火山)-別添1-44, 47	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r. 14. 0)	6条(火山)-13, 18 6条(火山)-別添1-33, 36, 39, 43 6条(火山)-個別4-2 6条(火山)-個別5-3 6条(火山)-個別8-2	化学的影響（腐食）に関する記載のうち「金属材料」については「耐食性のある金属材料」もしくは「耐食性のある材料」の記載に修正した。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r. 14. 0)	6(火山)-15, 20 6(火山)-別添1-39, 43, 47, 51 6(火山)-個別4-2 6(火山)-個別5-3 6(火山)-個別8-3	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r. 14. 0)	6条(火山)-22	他条文との整合の観点から、第1.8.8.1表 評価対象施設等の抽出結果の建屋にタービン建屋を追記した。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r. 14. 0)	6(火山)-27	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r. 14. 0)	6条(火山)-別添1-22, 23	12条（安全施設）の整理結果を踏まえて、第4.3.2表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果（11/16）及び第4.3.2表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果（12/16）を修正した。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r. 14. 0)	6(火山)-別添1-25, 26	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第8条 火災による損傷の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.14.0)	8条-30	以下のとおり、記載適正化を行いました。 (旧) 中央制御室制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う。 (新) 中央制御盤(安全系コンソール)内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.13.0)	8条-本-45	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.14.0)	8条-39	以下のとおり、誤記修正及び記載適正化を行いました。 (旧) …地震以外の泊発電所3号炉で考慮すべき… (新) …地震以外の泊発電所3号炉で考慮すべき…	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.13.0)	8条-本-62	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.14.0)	8条-42	以下のとおり、誤記修正を行いました。 (旧) 中央制御室(安全系コンソール)内に自動消火設備は設置しないが、… (新) 中央制御盤(安全系コンソール)内に自動消火設備は設置しないが、…	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.13.0)	8条-本-67	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.14.0)	8条-57	以下のとおり、誤記修正致しました。 (誤) 全域ガス消火設備の概要図を第10.5.2図から第10.5.4図に示す。また、系統分離に応じた独立性を考慮した全域ガス消火設備の概要図を第10.5.5図に示す。 (正) 全域ガス消火設備の概要図を第10.5.2図に示す。また、系統分離に応じた独立性を考慮した全域ガス消火設備の概要図を第10.5.3図に示す。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.13.0)	8条-本-92	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.14.0)	8条-60	以下のとおり、誤記修正致しました。 (誤) 自衛消防隊の組織体制を第10.5.6図に示す。 (正) 自衛消防隊の組織体制を第10.5.4図に示す。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.13.0)	8条-本-98	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.14.0)	8条-別添1-資料2-添付5-18	以下のとおり、表に記載の「機能」の項目につきまして、2重記載となっていたため、修正致しました。 (誤) サポート系(ディーゼル発電機設備) サポート系(ディーゼル発電機設備) (正) サポート系(ディーゼル発電機設備)	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.13.0)	8条-別1-資2-添5-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 14. 0）	8条-別添1-資料7-18	以下のとおり、誤記修正致しました。 （誤）：「原子力プラント安全系監視操作システム火災防護実証試験報告書」JEJS-H3AM89, 三菱電機（株）, H29年3月 （正）：「原子力プラント常用系監視操作システム火災防護実証試験報告書」JEJS-H3AM89, 三菱電機（株）, H29年3月	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 13. 0）	8条-別1-資7-27	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 14. 0）	8条-24, 42 8条-別添1-資料1-36, 70 8条-別添1-資料1-参考2-10, 13 8条-別添1-資料7-12 8条-別添1-資料8-12 8条-別添2-2, 10	審査基準の記載に合わせ、設置する火災感知器の組み合わせの記載を以下のとおり適正化しました。 （旧）「異なる2種類の火災感知器」、「異なる火災感知器」 （新）「異なる感知方式の火災感知器」	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 13. 0）	8条-本-29, 67 8条-別1-資1-58, 117 8条-別1-資1-参2-13, 23 8条-別1-資7-19 8条-別1-資8-22 8条-別2-2, 10	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 14. 0）	8条-別添1-資料6-添付10-2	「第1表：移動式消火設備の仕様、配備台数及び配備場所」の記載のうち、水槽付消防ポンプ自動車の記載（泡消火薬剤の積載）について、記載の適正化を行いました。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 13. 0）	8条-別1-資6-添10-2	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 14. 0）	8条-別添1-資料2-添付1-10 8条-別添1-資料9-添付1-11	12条との記載の整合のため、記載の適正化を図りました。また、「ペイラ」及び「雑固体焼却設備」の記載を残す理由につきまして、注記として、詳細理由を追記しました。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 13. 0）	8条-別1-資2-添1-10 8条-別1-資9-添1-12	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 14. 0）	8条-34, 39 8条-別添1-資料1-添付1-2 8条-別添1-資料5-15 8条-別添1-資料6-7 8条-別添1-資料6-添付3-1	以下のとおり、条文間の記載の統一を行いました。 （旧）基準地震動 S_s （新）基準地震動	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 13. 0）	8条-本-53, 61 8条-別1-資1-添1-3 8条-別1-資5-30 8条-別1-資6-22 8条-別1-資6-添3-1	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第9条 溢水による損傷の防止等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.18.0)	9条-22	補正書との記載整合のため、以下のとおり修正した。 (第1.7.1表) 原子炉トリップしゃ断器 ⇒ 原子炉トリップ遮断器	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.16.0)	9-52	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.18.0)	9条-24 9-別添1-添付5-1	補正書との記載整合のため、以下のとおり修正した。 (第1.7.2表, 添付資料5 表1) しゃ断器等 ⇒ 遮断器等	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.16.0)	9-53 9-別添1-添5-2	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.18.0)	9条-別添1-56 9条-別添1-補足35-7	別添1本文の図9-2及び補足説明資料35の図5に示すタービン建屋の断面図について、T.P.10.3mを示す破線の位置がずれていたため修正した。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.16.0)	9-別添1-95 9-別添1-補足35-11	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09)	9条-別添1-補足35-1	循環水ポンプ停止までの時間は、中央制御室における遠隔停止機能が喪失した場合も考慮して手動隔離操作にかかる時間としていることを、評価の前提条件として「3. 地震起因による溢水量」の前段に記載した。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09)	9-別添1-補足35-3	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09)	9条-別添1-補足35-6	図4 タービン建屋内の溢水水位イメージについて、評価に用いる放水側津波水位がわかるよう吹き出しを追加した。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09)	9-別添1-補足35-11	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第11条 安全避難通路等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第11条 安全避難通路等 (DB11 r.13.0)	11条-11	技術的能力1.14「電源」における変更に伴う誤記を訂正した。(下線部参照) 具体的には、技術的能力1.14では、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される時間が30分延びたもの。 (旧) …開始される前まで(約25分間を満足する4時間以上)において… (新) …開始される前まで(約55分間を満足する4時間以上)において…	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r.12.0)	とりまとめた資料-2	No.1同様の理由により、泊発電所欄の誤記を訂正した。(下線部参照) (旧) …開始されるまで(約25分間を満足する4時間以上)においても点灯できるように… (新) …開始されるまで(約55分間を満足する4時間以上)においても点灯できるように…	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r.12.0)	11-21	No.1同様の理由により、泊発電所欄の誤記を訂正した。(下線部参照) (旧) …開始される前まで(約25分間を満足する4時間以上)においても点灯できるように… (新) …開始される前まで(約55分間を満足する4時間以上)においても点灯できるように…	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r.12.0)	11-21	No.1同様の理由により、相違理由欄の誤記を訂正した。(下線部参照) (旧) …常設代替交流電源設備(代替非常用発電機)から供給される25分間については、保安電源設備… (新) …常設代替交流電源設備(代替非常用発電機)から供給される55分間については、保安電源設備…	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第12条 安全施設

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-8	以下のとおり修正した（下線部参照） 旧：…1号又は2号炉の電気故障が3号炉に波及しないようにすることで、安全性を損なわない設計とする。 新： <u>…1号又は2号炉の電気故障が3号炉に波及しないようにし、安全性を損なわない設計とする。接続時においても、各号炉で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</u>	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-18	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-10～12条-11	1.1.1.6～1.1.1.9の項目番号を女川のまとめ資料に合わせた。 ・1.1.1.9 共用を1.1.1.6 共用に修正 ・1.1.1.6 多重性又は多様性及び独立性を1.1.1.7 多重性又は多様性及び独立性に修正 ・1.1.1.8 単一故障を新規に設けた。 ・1.1.1.8 試験検査を1.1.1.9 試験検査に修正	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-20～12-23	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-18	以下のとおり修正した（下線部参照） 旧：…1号又は2号炉の電気故障が3号炉に波及しないようにすることで、安全性を損なわない設計とする。 新： <u>…1号又は2号炉の電気故障が3号炉に波及しないようにし、安全性を損なわない設計とする。接続時においても、各号炉で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</u>	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-36	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-21	9.2.1 通常運転時等 を追加。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-39	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条 - 25	9.3.1 設計基準事故時 を追加。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-43	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-21, 22, 25	項目番号を修正した。 ・9.2.2 設計方針を9.2.1.2 設計方針に修正 ・9.2.3 主要設備を9.2.1.3 主要設備に修正 ・9.2.6 評価を9.2.1.6 評価に修正 ・9.3.2 設計方針を9.3.1.2 設計方針に修正	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-39, 41, 43	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-109	以下のとおり修正した（下線部参照） 旧：なお、格納容器再循環サンプ水位は、中央制御室で確認できるため、 新：なお、格納容器再循環サンプ水位は、 <u>追加の運転操作を行うことなく中央制御室で確認できるため</u> 、	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-148	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-121	以下のとおり修正した（下線部参照） 旧：…1号又は2号炉の電気故障が3号炉に波及しないようにすることで、安全性を損なわない設計とする。 新：…1号又は2号炉の電気故障が3号炉に波及しないようにすることにより、 <u>安全性を損なうことはない。接続時においても、各号炉で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設計とすることから、安全性を損なうことはない。</u>	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-167	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-別紙1-1-8	異常状態の緩和機能に該当する「構築物、系統又は機器」の加圧器逃がし弁を加圧器逃がし弁元弁に修正。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-別紙1-1-9	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-別紙1-1-9	以下を修正した。 ・液体廃棄物処理系を液体廃棄物処理設備に修正。 ・液体廃棄物処理系から洗浄排水蒸発装置と洗浄排水濃縮廃液移送容器を削除。 ・固体廃棄物処理設備からペイラと雑固体焼却設備を削除。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-別紙1-1-10	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-別紙1-14-7	以下のとおり修正した（下線部参照） 旧：十 _二 …… 新：十 _三 ……	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-別紙1-14-8		

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.14.0)	12条-別紙1-14-7,8	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: d. 原子炉冷却材喪失 (f) 単一故障の仮定として、ディーゼル発電機1台の不作動を仮定する。 また、動的機器の単一故障のケースの他、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断のケースも考慮する。 (g) 原子炉格納容器からの漏えい率は、事故時の原子炉格納容器内圧に対応した漏えい率とする。 新: d. 原子炉冷却材喪失 (f) 単一故障の仮定として、ディーゼル発電機1台の不作動を仮定する。 また、動的機器の単一故障の場合の他、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断を仮定する場合も考慮する。 (g) 原子炉格納容器からの漏えい率は、事故時の原子炉格納容器内圧に対応した漏えい率を下回らない値とし、以下の漏えい率とする。漏えい率を追記。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.13.0)	12-別紙1-14-8,9	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.14.0)	12条-別紙1-14-8	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: (v) 原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化 a. 原子炉冷却材喪失 (d) 単一故障の仮定として、原子炉格納容器スプレイ設備1系列の不作動を仮定する。 また、常用電源はすべて喪失するものとし、非常用電源の供給もディーゼル発電機の電圧が確立するまでの間遅延されるものとする。 また、動的機器の単一故障のケースの他、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断のケースも考慮する。 新: (v) 原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化 a. 原子炉冷却材喪失 (d) 単一故障の仮定として、原子炉格納容器スプレイ設備1系列の不作動を仮定する。 外部電源の喪失により常用電源はすべて喪失するものとし、非常用電源の供給もディーゼル発電機の電圧が確立するまでの間遅延されるものとする。 また、動的機器の単一故障を仮定する場合の他、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断を仮定する場合も考慮する。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.13.0)	12-別紙1-14-10	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.14.0)	12条-別紙1-14-9	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: (f) 単一故障の仮定として、低圧注入系1系列の不作動を仮定する。 また、動的機器の単一故障のケースの他、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断のケースも考慮する。 新: (f) 単一故障の仮定として、低圧注入系1系列の不作動を仮定する。 また、動的機器の単一故障を仮定する場合の他、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断を仮定する場合も考慮する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.13.0)	12-別紙1-14-10	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.14.0)	12条-別紙1-14-9	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: 3. 事故の解析 新: 3. 設計基準事故の解析	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.13.0)	12-別紙1-14-11	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.14.0)	12条-別紙1-14-9, 10	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: f. 工学的安全施設についての動的機器の単一故障の仮定として、ディーゼル発電機1台の不作動を仮定する。また、動的機器の単一故障のケースの他、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、再循環切替後の格納容器スプレイ配管1本の逆止弁出口部の瞬時の両端破断のケースも考慮する。 新: f. 工学的安全施設についての動的機器の単一故障の仮定として、ディーゼル発電機1台の不作動を仮定する。また、動的機器の単一故障を仮定する場合の他、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、 <u>単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断を仮定する場合も考慮する。</u>	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.13.0)	12-別紙1-14-11	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.14.0)	12条-別紙1-14-10	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: …なお、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所についての再循環切替後の瞬時の両端破断ケースは、第3.4.4.2表の漏洩率とする。 新: …また、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断を仮定する場合は、第3.4.4.2表の漏洩率とする。	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.13.0)	12-別紙1-14-11	同上	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.14.0)	12条-別紙1-14-10	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: …なお、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断を考慮した場合の敷地境界外における最大の実効線量は、… 新: …なお、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断を仮定した場合の敷地境界外における最大の実効線量は、…	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.13.0)	12-別紙1-14-13	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-別紙1-14-11	以下のとおり修正した（下線部参照） 旧：…また、動的機器の単一故障のケースの他、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断のケースも考慮する。 新：…また、動的機器の単一故障を仮定する場合の他、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断を仮定する場合も考慮する。	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-別紙1-14-16	同上	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-別紙1-14-12	以下のとおり修正した（下線部参照） 旧：原子炉冷却材喪失時の原子炉格納容器圧力の最高値は、約0.241MPa[gage]であり、最高使用圧力0.283MPa[gage]を下回っており、原子炉格納容器の健全性は確保できる。 新：原子炉冷却材喪失時の原子炉格納容器圧力の最高値は、約0.241MPa[gage]であり、最高使用圧力0.283MPa[gage]を下回っており、原子炉格納容器の健全性は確保できる。なお、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断を考慮した場合の原子炉格納容器圧力の最高値は、原子炉格納容器スプレイ設備1系列の不作動を仮定した場合を下回る約0.240MPa[gage]であり、問題となることはない。	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-別紙1-14-17	同上	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-別紙1-14-12	以下のとおり修正した（下線部参照） 旧：…また、動的機器の単一故障のケースの他、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断のケースも考慮する。 新：…また、動的機器の単一故障を仮定する場合の他、事故後長期間にわたる静的機器の単一故障の仮定として、単一設計とするスプレイリングに接続する配管1箇所について、再循環切替後の瞬時の両端破断を仮定する場合も考慮する。	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-別紙1-14-17	同上	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-別紙1-14-13	以下のとおり修正した（下線部参照） 旧： 第3.4.4.1表 動的機器の単一故障を想定した場合の原子炉格納容器からの漏えい率 第3.4.4.2表 静的機器の単一故障を想定した場合の原子炉格納容器からの漏えい率 新： 第3.4.4.1表 原子炉格納容器からの漏えい率（動的機器の単一故障を想定した場合） 第3.4.4.2表 原子炉格納容器からの漏えい率（静的機器の単一故障を想定した場合）	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-別紙1-14-20	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.14.0）	12条-別紙2-1-6	「関連する別系統の共用／相互接続あり」の「共用（使用済燃料ピットポンプ、使用済燃料ピット冷却器、使用済燃料ピット脱塩塔、使用済燃料フィルタ）」に（PS-3）を追記した。	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.13.0）	12-別紙2-1-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.14.0)	12条-別紙2-1-8	異常状態の緩和機能に該当する「構築物、系統又は機器」の加圧器逃がし弁を加圧器逃がし弁元弁に修正。	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.13.0)	12-別紙2-1-12	同上	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.14.0)	12条-別紙2-1-9	以下を修正した。 ・液体廃棄物処理系を液体廃棄物処理設備に修正。 ・液体廃棄物処理系の「構築物、系統及び機器」及び「共用／相互接続あり」から洗浄排水蒸発装置と洗浄排水濃縮	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.13.0)	12-別紙2-1-13, 14	同上	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.14.0)	12条-別紙2-1-9	固体廃棄物処理設備の「構築物、系統及び機器」及び「共用／相互接続あり」からベイラと雑固体焼却設備を削除し、「関連する別系統の共用／相互接続あり」にベイラと雑固体焼却設備を記載した。	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.13.0)	12-別紙2-1-13, 14	同上	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.14.0)	12条-別紙2-1-13	以下を修正する(下線部参照) 旧：運転指令装置 新：運転指令設備	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.13.0)	12-別紙2-1-19	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r.16.0)	14条-3	以下の誤記を修正した。 (旧) 1.1.1.11 全交流動力電源喪失対策設備 (新) 1.1.1.12 全交流動力電源喪失対策設備	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r.14.0)	14-6	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r.16.0)	14条-5	以下の誤記を修正した。 (旧) 5.11.2 設計方針 5.11.3.4 給水設備 (新) 5.11.1.2 設計方針 5.11.1.3.4 給水設備	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r.14.0)	14-8	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 17.0）	16条-別添2-参考-2 16条-別添2-参考-3 16条-別添2-参考-4 16条-別添2-参考-7 16条-別添2-参考-16 16条-別添2-参考-30	54条まとめ資料との用語の整合のため、使用済燃料ピット内の燃料ラック名称について、以下の修正をしました。 （旧）燃料貯蔵ラック （新）使用済燃料ラック	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17 r.15.0)	17条-5	以下のとおり修正する(下線部参照) 旧: 1.12.3 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.12.3.1 発電用原子炉設置変更許可申請(平成25年7月8日申請)に係る <u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合</u> 新: 1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.10.3 発電用原子炉設置変更許可申請(平成25年7月8日申請)に係る安全設計の方針	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r.15.0)	17-8	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17 r.15.0)	17条-10	以下のとおり修正する(下線部参照) 旧: 1次冷却設備の主要弁類の設備仕様の概略を第5.1.1.7表に示す。 新: 1次冷却設備の主要弁類の設備仕様の概略を第5.1.7表に示す。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r.15.0)	17-14	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第24条 安全保護回路

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第24条 安全保護回路（DB24 r. 12.0）	24条-6, 13, 25	補正書と整合するよう、以下の記載を修正しました。（下線部参照） （旧）温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率等 （新）温度、圧力、水位、水素濃度、 <u>放射線量率</u> 等 （旧）重要な監視パラメータ （新）重要監視パラメータ （旧）重要代替パラメータ （新）重要代替監視パラメータ （旧）安全保護系 （新）安全保護回路 （旧）計測制御設備 （新）計測制御系統施設 （旧）緊急しゃ断 （新）緊急遮断	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第24条 安全保護回路（DB24-9 r. 13.0）	24-6, 16, 29	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第26条 原子炉制御室等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.17.0)	26条-8	東海第二の記載に合わせ以下の記載を適正化した。 (旧) …中央制御室空調装置の隔離等の対策により、運転員を… (新) …中央制御室空調装置の隔離等の対策により運転員を…	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.17.0)	26-12	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.17.0)	26条-16	適合性説明の全角スペースが必要な箇所を適正化した。 (旧) …有毒ガスの発生源の近傍工場等内… (新) …有毒ガスの発生源の近傍_工場等内…	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.17.0)	26-24	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.17.0)	26条-16	適合性説明の半角スペースから全角スペースに適正化した。 (旧) …原子炉制御室に出入りするための区域_遮蔽壁… (新) …原子炉制御室に出入りするための区域_遮蔽壁…	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.17.0)	26-24	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.17.0)	26条-17	以下の用語を適正化した。 (旧) 原子炉トリップ <u>レ</u> 断器 (新) 原子炉トリップ <u>遮</u> 断器	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.17.0)	26-25	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.17.0)	26条-26	以下の誤記を修正した。 (旧) 中央制御室換 <u>気</u> 空調装置 (新) 中央制御室空 <u>調</u> 装置	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.17.0)	26-42	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.17.0)	26条-26	以下の誤記を修正した。 (旧) (「8.3遮蔽設備」参照) (新) (「8.1遮蔽設備」参照)	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.17.0)	26-43	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.17.0)	26-61	以下の用語を適正化した。(誤記訂正) (旧) 蒸気発生器伝熱管破断 (新) 蒸気発生器伝熱管破損	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 17. 0）	26条-36	以下の記載表現を修正した。 （旧）…中央制御室に電話，FAX及び社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等… （新）…中央制御室に電話，FAX，社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等…	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 17. 0）	26-67	同上 上記修正に伴い、相違理由に以下を追記した。 【女川】記載表現の相違	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 17. 0）	26-別添1-20	以下の相違理由の誤記を修正した。 （旧）監視カメラ以外の設備等により把握可能… （新）監視カメラ以外の設備等により把握可能…	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第31条 監視設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 15. 0)	31条-7	誤記のため、下記の記載を修正した。(下線部参照) (旧) (安全施設に係るものに限る。) (新) (安全施設に属するものに限る。)	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 14. 0)	31-7	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 15. 0)	31条-9	他条文との整合のため、以下の記載の追加した。 [常設重大事故等対処設備]	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 14. 0)	31-10	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 15. 0)	31条-9	他条文との整合のため、以下の記載を削除・追加した。(下線部参照) (旧) 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) <u>(「計測制御系統施設」及び「放射線監視設備」と兼用)</u> <u>台数 2</u> (新) 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) <u>個数 2</u>	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 14. 0)	31-10	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 15. 0)	31条-9	他条文との整合のため、以下の記載を削除・修正した。(下線部参照) (旧) 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) <u>(「計測制御系統施設」及び「放射線監視設備」と兼用)</u> <u>台数 2</u> (新) 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) <u>個数 2</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 14. 0)	31-10	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 15. 0)	31条-9	他条文との整合のため、以下の記載を追加・修正した。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ (三(3)(ii)と兼用) 台数 1 (予備1) (新) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ (「三. (3)(ii)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」と兼用) 個数 1 (予備1)	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 14. 0)	31-10	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 15. 0)	31条-9	他条文との整合のため、以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所可搬型エリアモニタ (「放射線監視設備」及び「緊急時対策所」と兼用) (新) 緊急時対策所可搬型エリアモニタ (「ヌ. (3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 14. 0)	31-10	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 15. 0)	31条-9	誤記のため、下記の記載を追加した。(下線部参照) (旧) また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる。 (新) また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる設計とする。	まとめ資料のみ
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 15. 0)	31条-10	記載もれのため、下記の記載を追加した。(下線部参照) 可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、 <u>電離箱サーベイメータ</u> 及び小型船舶を設ける。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 14. 0)	31-12	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.15.0)	31条-11	他条文との整合のため、以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 可搬型モニタリングポスト (「放射線管理施設」及び「緊急時対策所」と一部兼用) (新) 可搬型モニタリングポスト (「 <u>ス. (3)(vi)</u> 緊急時対策所」と兼用)	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.14.0)	31-14	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.15.0)	31条-12	他条文との整合のため、以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 可搬型気象観測設備 (「放射線管理施設」及び「緊急時対策所」と兼用) (新) 可搬型気象観測設備 (「 <u>ス. (3)(vi)</u> 緊急時対策所」と兼用)	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.14.0)	31-14	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.15.0)	31条-14	誤記のため、下記の記載を追加した。(下線部参照) (旧) また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる。 (新) また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる設計とする。	まとめ資料のみ
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.15.0)	31条-15	誤記のため、下記の記載を追加した。(下線部参照) (旧) 8.3 放射線管理設備 (新) 8.3 放射線管理設備 ⁽¹⁾	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.14.0)	31-18	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.15.0)	31条-15	誤記のため、下記の記載を削除した。(下線部参照) (旧) 8.3.1.1 概要 放射線管理設備は、発電所周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等の放射線被ばくを管理するためのもので、 <u>出入管理関係設備</u> 、 <u>放射線管理関係設備</u> 及び <u>放射線監視設備</u> 等からなる。 (新) 8.3.1.1 概要 放射線管理設備は、発電所周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等の放射線被ばくを管理するためのもので、 <u>放射線管理関係設備</u> 、 <u>放射線監視設備</u> 等からなる。	当初、女川に記載をあわせて追加していたが、泊の場合は「出入管理関係設備」は放射線管理関係設備の中の一部として設置許可で記載しており、ここで放射線管理関係設備と並べて記載すると重複記載になってしまうため、削除する。
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.14.0)	31-18	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.15.0)	31条-16	誤記のため、下記の記載を削除した。(下線部参照) (旧) また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる。 (新) また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる設計とする。	まとめ資料のみ
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.15.0)	31条-17	下記の記載を追加した。(下線部参照) (旧) (a) 固定モニタリング設備 (新) (a) 固定モニタリング設備 <u>(1号、2号及び3号炉共用、既設)</u>	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.14.0)	31-20	同上	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.15.0)	31条-18	誤記のため、下記の記載を追加した。(下線部参照) (旧) また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる。 (新) また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる設計とする。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.14.0)	31-20	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.15.0)	31条-18	下記の記載を追加した。(下線部参照) (旧) (b) 放射能観測車 (新) (b) 放射能観測車 <u>(1号, 2号及び3号炉共用, 既設)</u>	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.14.0)	31-21	同上	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.15.0)	31条-18	下記の記載を追加した。(下線部参照) (旧) (c) 気象観測設備 (新) (c) 気象観測設備 <u>(1号, 2号及び3号炉共用, 既設)</u>	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.14.0)	31-22	同上	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.15.0)	31条-19	誤記のため、下記の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 8.3.1.6 手順等 (新) 8.3.1. <u>7</u> 手順等	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.14.0)	31-23	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第33条 保安電源設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 17.0)	33条-9~11	<p>補正書と整合を図り、以下の記載を修正した。(下線部参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (旧) <u>A. 3号炉</u> (新) 削除 ・(1) (ii) 外部電源系 (旧) 「<u>常用電源設備</u>」及び「<u>非常用電源設備</u>」と兼用 (新) 「ヌ. (2) <u>非常用電源設備の構造</u>」と兼用 ・(2) (i) 受電系統 (旧) 「<u>常用電源設備の構造</u>」と兼用 (新) 「ヌ. (1) <u>常用電源設備の構造</u>」と兼用 ・(2) (ii) a. ディーゼル発電機 (旧) 「<u>ディーゼル発電機</u>」及び「<u>代替電源設備</u>」と兼用 (新) 「ヌ. (2) (iv) <u>代替電源設備</u>」と兼用 ・(2) (ii) b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (旧) 「<u>ディーゼル発電機</u>」, 「<u>代替電源設備</u>」及び「<u>補機駆動用燃料設備</u>」と兼用 (新) 「ヌ. (2) (iv) <u>代替電源設備</u>」, 「ヌ. (3) (iv) <u>補機駆動用燃料設備</u>」及び「ヌ. (3) (vi) <u>緊急時対策所</u>」と兼用 ・(2) (iii) a. 蓄電池(非常用) (旧) 「<u>蓄電池</u>」及び「<u>代替電源設備</u>」と兼用 (新) 「ヌ. (2) (iv) <u>代替電源設備</u>」と兼用 	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 15.0)	33-11~13	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 17.0)	33条-9~10	<p>以下の不要なスペースを削除した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 275kV _____ 4回線(1号, 2号及び3号炉共用, 既設) (新) 275kV _____ 4回線(1号, 2号及び3号炉共用, 既設)</p>	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 17.0)	33条-53	<p>資料内の整合を図り、第10.1.2表の記載を修正した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 引外し自由方式 (新) 引きはざし自由方式</p>	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 15.0)	33-60	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 17.0)	33条-54	<p>資料内の整合を図り、第10.1.3表の以下の記載を修正した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 形 式 / 種 類 (新) 型 式 / 型 式</p>	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 15.0)	33-62, 68~69	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第34条 緊急時対策所

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-4	以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) もとに (新) 基に	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-6	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-5, 18	東海第二の記載に合わせ以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) …現場の状況を踏まえ評価条件を… (新) …現場の状況を踏まえ、評価条件を…	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-13, 37	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-6	以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) 身体サーベイ及び作業服の着替え等 (新) 身体サーベイ、作業服の着替え等	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-16	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-8	61条との整合のため、以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) …(略)…故障による機能喪失の防止及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため緊急時対策所指揮所用に1台及び緊急事対策所待機所用に1台の合計4台を配備する設計とする。 (新) …(略)…さらに故障による機能喪失の防止及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため緊急時対策所指揮所用に1台及び緊急事対策所待機所用に1台の合計4台を保管する設計とする。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-20	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-8	61条との整合のため、以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) 定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。 緊急時対策所用発電機を予備も含めて8台保管することにより緊急時対策所の電源は多重性を有する設計とする。 (新) 定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備することで、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。 緊急時対策所用発電機は予備も含めて8台保管することにより緊急時対策所の電源は多重性を有する設計とする。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-20	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-9	以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) 「ヌ. (3) (viii) 通信連絡設備」 (新) 「ヌ. (3) (vii) 通信連絡設備」	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-21	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-11	設備の共用に関する以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ (「ヌ(2)(ii)ディーゼル発電機」, 「ヌ. (2)(iv)代替電源設備」及び 「ヌ(3)(iv)補機駆動用燃料設備」と兼用) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (「ヌ(2)(ii)ディーゼル発電機」, 「ヌ. (2)(iv)代替電源設備」及び 「ヌ(3)(iv)補機駆動用燃料設備」と兼用) (新) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ (「ヌ. (2)(iv)代替電源設備」他と兼用) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (「ヌ(2)(ii)ディーゼル発電機」他と兼用)	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-22	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-11	以下の記載を適正化 (旧) m ³ /h, m ³ (新) kL/h, kL	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-22	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-11	以下の記載を適正化(下線部削除) (旧) データ収集計算機 個数 一式 ERSS伝送サーバ 個数 一式 データ表示端末 個数 一式 (新) データ収集計算機 一式 ERSS伝送サーバ 一式 データ表示端末 一式	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-23	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-11	女川2号炉との記載統一のため、通信連絡設備に関する以下の記載を削除し適正化。 データ収集計算機, ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-23	同上 上記の修正に伴い、相違理由を追記 【大飯】・記載方針の相違 女川と同様に、各通信連絡設備を「設計基準事故時及び重大事故時ともに使用する」旨を35条にて記載する方針。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-11	本文との記載整合のため以下の記載を適正化(設備一覧に以下の内容を追記) <u>インターフォン</u> <u>(「ヌ. (3)」(vii)通信連絡設備」と兼用)</u> <u>一式</u> <u>テレビ会議システム(指揮所・待機所間)</u> <u>(「ヌ. (3)」(vii)通信連絡設備」と兼用)</u> <u>一式</u>	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-23, 24	同上 上記の修正に伴い、相違理由を追記 【大飯】【女川】 ・設計の相違(相違理由⑧)	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-13	本文との記載整合のため以下の記載を適正化(設備一覧に以下の内容を追記) <u>可搬型気象観測設備</u> <u>(「チ. (2)屋外管理用の主要な設備の種類」と兼用)</u> <u>台数 2(予備1)</u>	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-25	同上 上記の修正に伴い、相違理由を追記 【女川】【大飯】 ・設計の相違(相違理由②)	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-13	以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) 可搬型タンクローリー (「ヌ. (2)(iv)代替電源設備」及び「ヌ(3)(iv)補助駆動用燃料設備」 と兼用) (新) 可搬型タンクローリー (「ヌ. (2)(iv)代替電源設備」他と兼用)	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-25	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-15	以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、 (新) <u>1</u> 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-27	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-19	東海第二の記載に合わせ以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) …防護具の着用等の対策により、当該要員を… (新) …防護具の着用等により当該要員を…	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-37	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 16. 0)	34条-別添1-29	図2. 2-1 緊急時対策所 電源構成の記載適正化	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 16. 0)	34-別添1-35	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第35条 通信連絡設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第35条 通信連絡設備（DB35 r.13.0）	35条-11	第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表 表中の「（注1）」を削除しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第35条 通信連絡設備（DB35-9 r.13.0）	35-31	同上	